

素案

足立区災害廃棄物処理計画

【骨子】

2019年3月 足立区

目 次

第1章 基本的事項	1
1-1 計画の目的	1
1-2 災害廃棄物処理に係る基本方針	2
1-3 計画の位置づけ	3
1-4 対象とする災害及び想定される被害	4
1-5 対象とする廃棄物	6
1-6 被害想定に基づく災害廃棄物発生量の推計	7
1-7 各主体の役割	11
1-8 庁内組織体制	12
1-9 協力・支援（受援）体制	13
1-10 災害廃棄物処理の流れ	14
第2章 平常時の取組み	15
2-1 組織体制の強化	15
2-2 仮置場候補地の選定	16
2-3 必要な資材等の備蓄または協定等	18
2-4 職員の研修・訓練	19
2-5 区民等への啓発	20
第3章 災害廃棄物処理	21
3-1 初動期における時系列取組み	21
3-2 情報収集と組織体制の確立	23
3-3 災害がれき処理方針及び実施計画	25
3-4 災害ごみの処理	26
3-5 避難所・生活ごみ及びし尿の処理	30
3-6 収集運搬	30
3-7 倒壊家屋等の解体・撤去	31
第4章 進行管理	32
4-1 現時点における課題（まとめ）	32
4-2 今後の重点対策	32
(資料編)	
1 用語集	
2 仮置場候補地一覧	

第1章 基本的事項

1-1 計画の目的

近年、東日本大震災をはじめとして全国各地で大規模地震や集中豪雨が多発しており、被害も激甚化しています。それらの災害に伴って発生する膨大な量の災害廃棄物は、ライフラインや交通の途絶など多大な影響を及ぼし、生活基盤の再建の妨げとなっています。

国は、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針へ災害廃棄物対策事項を追加する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組みを進めています。平成30年3月には、平成27年9月の関東・東北豪雨災害や平成28年の熊本地震等の災害による多くの教訓を元に「災害廃棄物対策指針」を改定し、実践的な対応につながる事項の充実や平時の備えの充実を図っています。

東京都においても、平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、計画の実効性を高めるため、マニュアルの策定に取り組んでいます。また、特別区清掃主管部長甲斐においても「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、がれき等の処理にあたっては23区や東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）、都環境局などで構成する「（仮称）災害廃棄物処理対策本部」を設置し、23区一体で処理を行う方針を明確化しています。

「足立区災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」は、上記関連指針・計画等と整合を図りつつ、足立区地域防災計画を補完するものとして災害時における区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することを目的として策定します。

1-2 災害廃棄物処理に係る基本方針

本計画では、迅速かつ適正な災害廃棄物処理により、区民の生命・財産を守り、復興への第一歩へつなげることを目指す姿として、災害廃棄物処理に係る基本方針を以下のとおり定めます。

また、東京都災害廃棄物処理計画において、区市町村が定めるべき処理方針として「発災後3年以内に処理を完了する」こととされているため、災害廃棄物の処理期間は概ね3年以内とし、実際の災害規模に応じて可能な限り早期の処理完了を目指します。

<目指す姿>

迅速で適正な災害廃棄物処理は復興への第一歩



①計画的な処理の推進

被災状況や災害廃棄物の発生量・処理能力等を迅速に把握し、最大の効果を発揮するための計画的な処理を推進する。

②処理体制の構築

庁内体制・23区・一組等の連携、関係機関等の協力支援等の処理体制を予め構築する。また、自助・共助に基づく区民・事業者等の役割・責務等も明確化する。

③安全性の確保

仮置場での搬入出作業や解体作業において、区民や処理事業者等の安全性の確保を徹底する。

④適正処理の推進

区民の生活環境の保全と公衆衛生を維持し、早期の復旧・復興を図るための適正な処理を推進する。

⑤分別と資源化によるごみの減量

膨大な災害廃棄物を徹底した分別と資源化により、ごみの減量を図る。

1-3 計画の位置づけ

本計画の位置づけを以下に示します。本計画は「災害廃棄物対策指針」（環境省）に基づき、「東京都災害廃棄物処理計画」や足立区の関連計画等との整合を図り、平時及び災害時における足立区の災害廃棄物対策について整理しています。

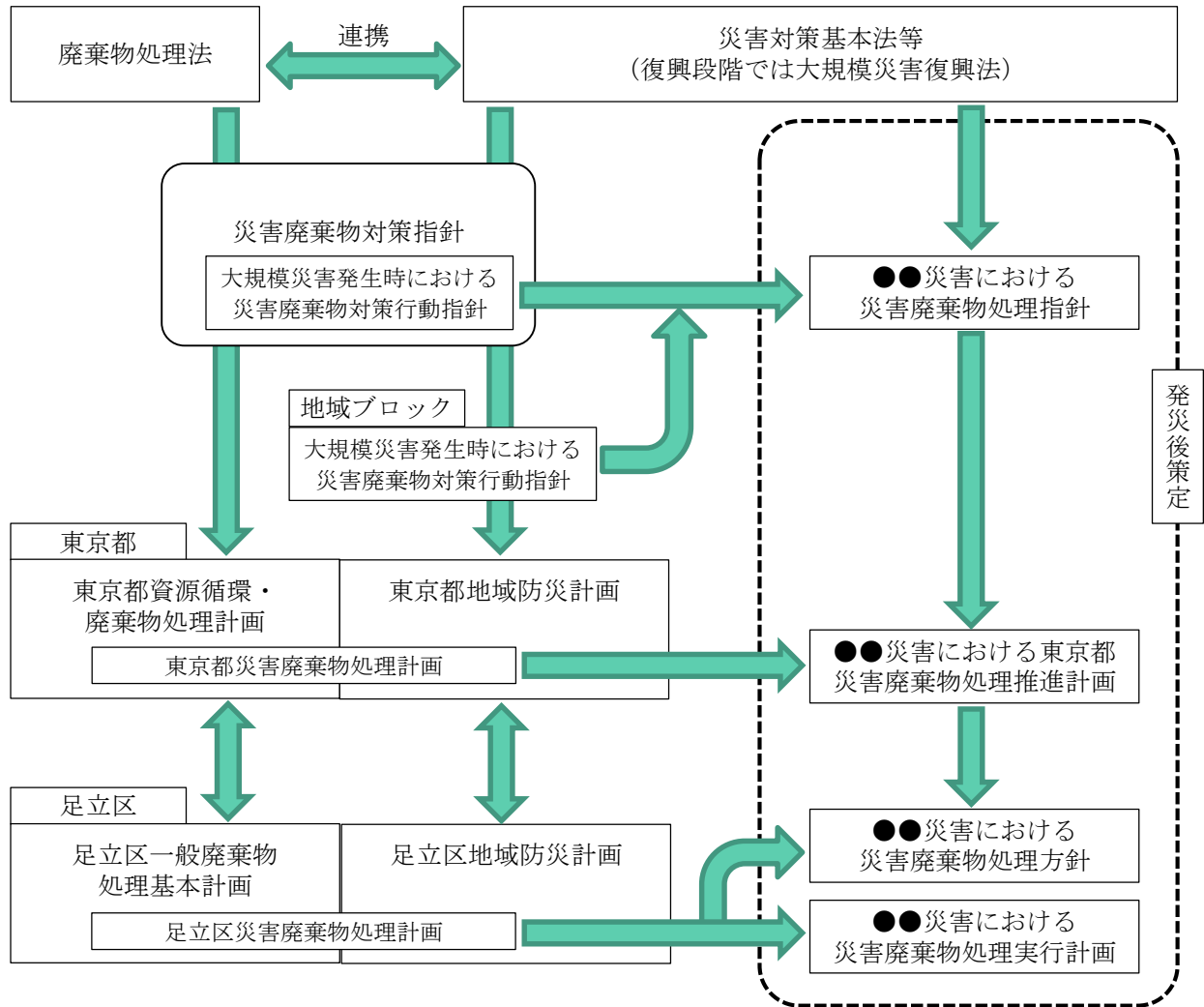


図1-1 計画の位置づけ

1-4 対象とする災害及び想定される被害

本計画では、地震災害、風水害を対象とします。

(1) 地震災害の被害想定

想定される被害は、足立区地域防災計画における「東京湾北部地震」と「多摩直下地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」に基づきます。

足立区における最大被害は、「東京湾北部地震（冬の夕方18時）」のケースで、ゆれや液状化等による建物全壊は10,082棟、地震火災による焼失は16,124棟となっています。

足立区は、他区と比較して木造建築物が多いため、被害想定が大きくなっています。

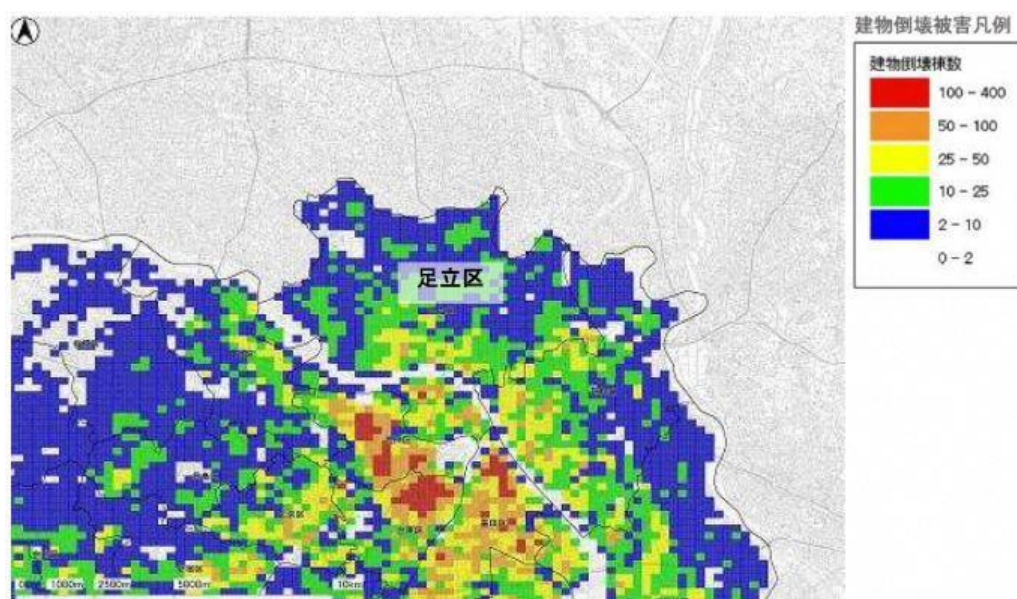


図1-2 建物倒壊被害分布：全壊（東京湾北部地震）

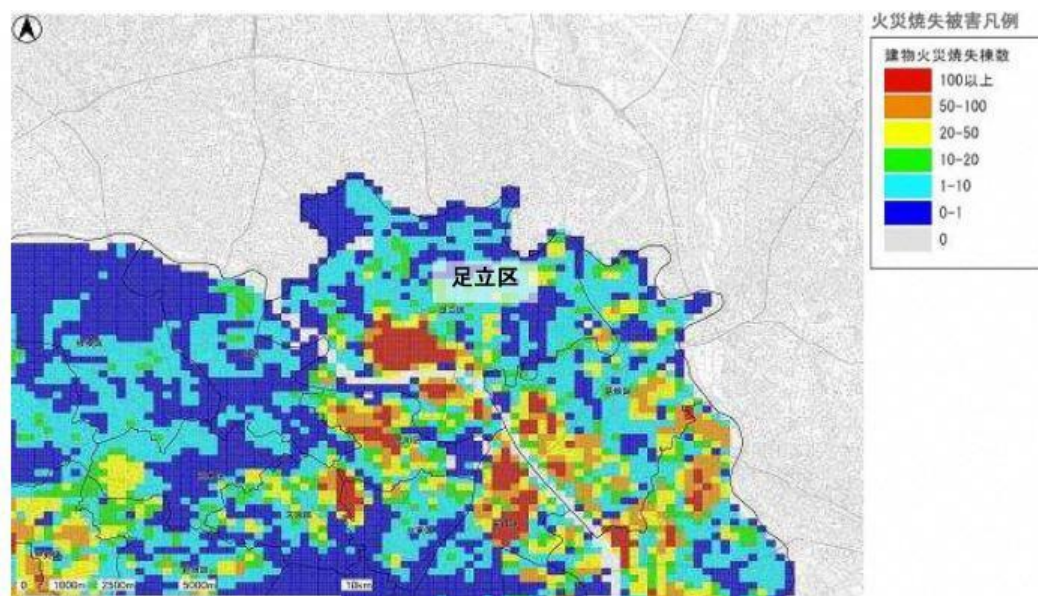


図1-3 建物焼失被害分布（東京湾北部地震）

(2) 風水害の被害想定

地域防災計画における風水害の被害想定は、過去被害の大きかった平成3年9月及び平成5年8月の台風を条件として設定されており、床上浸水 221 件、床下浸水 1,109 件となっています。

近年、短時間の集中豪雨（ゲリラ豪雨）やこれまでに経験したことのない大雨が各地で発生し、甚大な被害が起きていることから、本計画においては洪水ハザードマップにおける浸水深を条件として、被害を想定します。

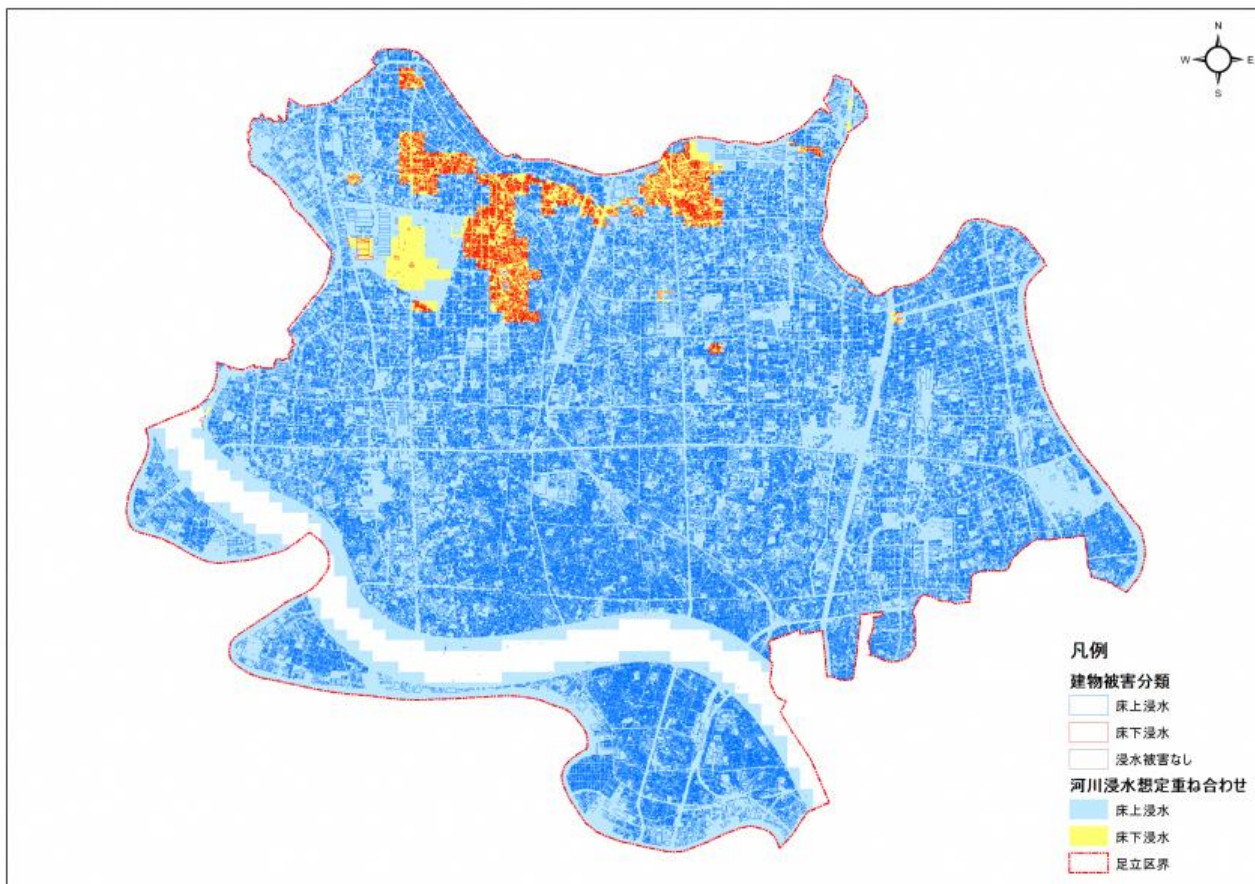


図1-4 荒川等氾濫時の浸水被害想定

表1-1 荒川等氾濫時の浸水被害想定

被害区分	戸数
床上浸水（浸水深 0.5m 以上）	155,952
床下浸水（浸水深 0.5m 未満）	7,176
合計	163,157

1-5 対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、災害によって発生する「災害ごみ」及び被災者や避難者の生活に伴い発生する「生活ごみ」及び「し尿」とします。

表1-2 対象とする災害廃棄物の区分

区分		概要
災害ごみ	可燃物	繊維類、紙、プラスチック等が混在した可燃性廃棄物
	木くず	柱・梁・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物	細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した不燃性廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）
	小型家電	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪など
	その他適正処理困難物	ピアノ、マットレスなどの処理困難物
生活ごみ	避難ごみ	避難所から排出されるごみ（容器包装、段ボール、衣類等）。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
	通常的生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
し尿		仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

名称等の調整必要

1-6 被害想定に基づく災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物発生量は、災害の規模や発生要因によって異なります。本計画では、足立区地域防災計画にて最大規模の被害が想定されている「東京湾北部地震マグニチュード7.3（冬 18 時、風速 8m/秒）」の条件を用いて推計を行います。

(1) がれき

足立区地域防災計画における被害想定を元に算出したがれき発生量は、以下のとおりです。足立区におけるがれき発生量は、約 335 万トンになると推計されます。

表1-3 がれき発生量の推計

建物区分	被害区分	被害棟数	発生量	組成				
				コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
木造	全壊	9,357	552,999	262,410	113,275	7,498	21,193	148,623
	半壊	29,230	863,747	735,044	4,403	60,742	7,932	55,625
	焼失	16,124	366,015	215,628	18,616	6,161	3,483	122,127
非木造	全壊	725	451,748	214,364	92,535	6,125	17,313	121,411
	半壊	3,594	1,119,711	952,868	5,708	78,743	10,282	72,109
合計		59,030	3,354,218	2,380,313	234,538	159,270	60,203	519,895

がれき発生量

$$\begin{aligned}
 &= 1 \text{ 棟あたりの発生量 (木造)} \times (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数} / 2) \times \text{木造種類組成} \\
 &+ 1 \text{ 棟あたりの発生量 (非木造)} \times (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数} / 2) \times \text{非木造種類組成} \\
 &+ 1 \text{ 棟あたりの発生量 (焼失)} \times (\text{焼失棟数}) \times \text{焼失種類組成}
 \end{aligned}$$

表1-4 1棟あたりのがれき発生量、解体工事実施率

区分	がれき発生量	区分	解体工事実施率
木造	59.1 t/棟	全壊	100%
非木造	623.1 t/棟	半壊	50%
焼失	22.7 t/棟	焼失	100%

資料：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン

表1-5 1棟あたりのがれき種類組成

区分	コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
木造	47.5%	20.4%	1.4%	3.8%	26.9%
非木造	85.1%	0.5%	7.0%	0.9%	6.4%
焼失	58.9%	5.1%	1.7%	1.0%	33.4%

資料：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン

(2) 廃家電

足立区における廃家電発生量は、約 69 万台と推計されます。

廃家電（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）発生量

＝被害棟数（全壊＋半壊／2）×1棟当たり世帯数×1世帯当たりの品目ごとの所有数

項目	冷蔵庫	洗濯機	ルームエアコン	テレビ	合計
被害棟数（棟）	42,618				/
1棟当たり世帯数（世帯/棟）	2.345				
1世帯当たりの所有数（台/世帯）	1.108	1.012	2.820	1.940	
廃家電発生量（台）	110,733	101,138	281,829	193,882	687,582

（数値根拠）

【被害棟数】＝全壊＋焼失＋半壊／2

$$= 10,082 + 16,124 + (32,824 / 2) = \underline{42,618}$$

【1棟当たり世帯数】

・住民基本台帳世帯数（H29年1月1日時点）：334,551世帯

・東京都統計年鑑 H28_地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積（H29年1月1日）

：142,675棟

1棟当たり世帯数＝住民基本台帳世帯数／家屋棟数

$$= 334,551 / 142,675 = \underline{2.345}$$

【1世帯当たりの品目ごとの所有数】

品目	冷蔵庫	洗濯機	ルームエアコン	テレビ
所有数（台/世帯）	1.108	1.012	2.820	1.940

※平成26年全国消費実態調査：地域別1,000世帯当たり主要耐久消費財の所有数量（東京都）／1,000

(3) 粗大ごみ

足立区における粗大ごみ発生量は、約 8 万 t と推計されます。

粗大ごみ発生量

＝平時の発生量（収集実績）（t）×不燃系ごみの増加率（％）

項目	数値
平時の発生量（収集実績）（t）	4,416
不燃系ごみの増加率（％）	172.56
粗大ごみ発生量（t／年）	7,620

（数値根拠）

【粗大ごみ量（H29年度実績）】4,416 t

【不燃系ごみの増加率】1.7256（172.56％）

※神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況（前年との比率）

(4) し尿

足立区におけるし尿発生量は、1日当たり約66万リットルと推計されます。

し尿発生量

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1人1日平均排出量

= (仮設トイレ必要人数 + 非水洗化区域し尿収集人口) × 1人1日平均排出量

= (避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数 + 非水洗化区域し尿収集人口) × 1人1日平均排出量

項目	数値
避難者数(人)	280,862
断水による仮設トイレ必要人数(人)	105,353
非水洗化区域し尿収集人口(人)	329
1人1日平均排出量(L/人・日)	1.7
し尿発生量(L/日)	657,125

(数値根拠)

【断水による仮設トイレ必要人数】

$$= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \times \text{上水道支障率} \times 1/2$$

$$= \{ 680,454 - 280,862 \times (680,454 / 681,014) \} \times 0.527 \times 1/2 = \underline{105,353}$$

- ・水洗化人口 (H28 環境省実態調査) : 680,454 人
- ・避難者数 (足立区地域防災計画) : 280,862 人
- ・総人口 (水洗化人口 + 非水洗化人口) : 681,014 人
- ・上水道支障率 (東京都災害廃棄物処理計画) : 52.7%
- ・断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約 1/2 の住民と仮定。

し尿処理に関する最新の公表値であるため、平成 28 年度の数値を使用

【非水洗化区域し尿収集人口】

$$= \text{汲取人口} - \text{避難者数} \times (\text{汲取人口} / \text{総人口})$$

$$= 560 - 280,862 \times (560 / 681,084) = \underline{329}$$

- ・非水洗化人口 (H28 環境省実態調査) : 560 人

【1人1日平均排出量】 1.7L/人・日 ※災害廃棄物対策指針による設定値

(5) 避難所ごみ

足立区における避難所ごみ発生量は、1日当たり約164tと推計されます。

避難所ごみ発生量

= 避難者数 × 発生原単位 (粗大ごみ以外の生活系ごみの収集実績)

項目	数値
避難者数 (人)	280,862
発生原単位 (g/人・日)	583.7
避難所ごみ発生量 (t/日)	163.9

(数値根拠)

【避難者数】280,862人 (東京湾北部地震 冬 18時・風速8m/s)

【発生原単位】

- ・人口 (平成30年1月1日) : 685,447人
- ・平成29年度 家庭ごみ排出量 (足立区)

足立区一般廃棄物処理基本計画の算定方法に倣い、1月1日時点の人口を用いて算定

区分	排出量
燃やすごみ (t)	127,432
燃やさないごみ (t)	3,241
資源 (t)	15,363
合計	146,036

$$\begin{aligned} \text{発生原単位} &= \text{家庭ごみ排出量 (t)} \times 10^6 / \text{人口 (人)} / 365 \text{ (日)} \\ &= 146,036 \times 10^6 / 685,447 / 365 = \underline{583.7 \text{ g/人・日}} \end{aligned}$$

(6)

廃自動車等のその他のごみの記載等の調整必要

1-7 各主体の役割

足立区内で発生した災害廃棄物は、一般廃棄物の流れと同様に、収集運搬については区が、破碎・焼却等の中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という）が行い、最終処分は東京都に委託します。

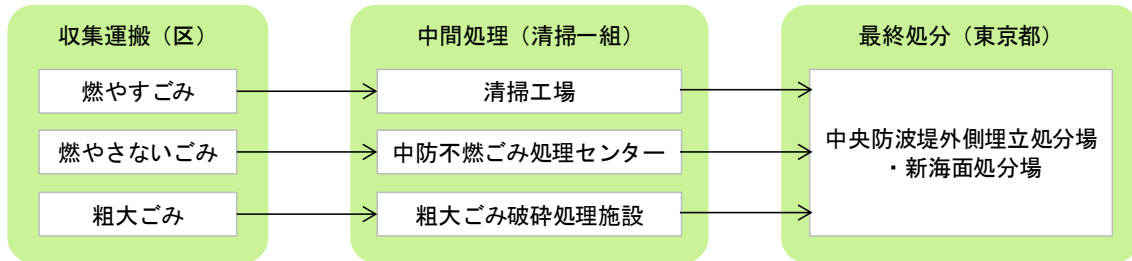


図1-5 一般廃棄物処理の流れ

（1）足立区の役割

- ・災害廃棄物処理に係る情報収集と情報提供
- ・仮置場等の確保・設置・管理
- ・処理方針や実行計画の策定
- ・災害廃棄物処理に係る体制の整備
- ・災害廃棄物処理に係る区民および事業者への周知、広報
- ・災害廃棄物等の収集運搬

（2）東京二十三区清掃一部事務組合の役割

- ・清掃工場の強靱化
- ・災害廃棄物の適正かつ迅速な焼却・資源化处理

（3）特別区および清掃一組共同処理体制の役割

- ・特別区全体の情報収集
- ・災害廃棄物処理に関する関係者間の情報共有体制や共同処理体制の確立

（4）東京都の役割

- ・災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援、各種調整

（5）区民の役割

- ・平常時と同様のごみの分別
- ・収集が開始されるまでのごみの保管
- ・災害廃棄物処理実行計画に基づいた適正排出
- ・区が実施する災害廃棄物処理への協力

（6）事業者の役割

- ・排出者責任に基づく廃棄物の処理
- ・東京都および区が実施する災害廃棄物処理への協力

1-8 庁内組織体制

災害発生時の庁内組織体制は、足立区地域防災計画における災害対策本部の組織図のとおりとします。

災害廃棄物（がれき）に関する対策は環境部が主幹となり、住民対応については地域のちから推進部と連携して実施します。

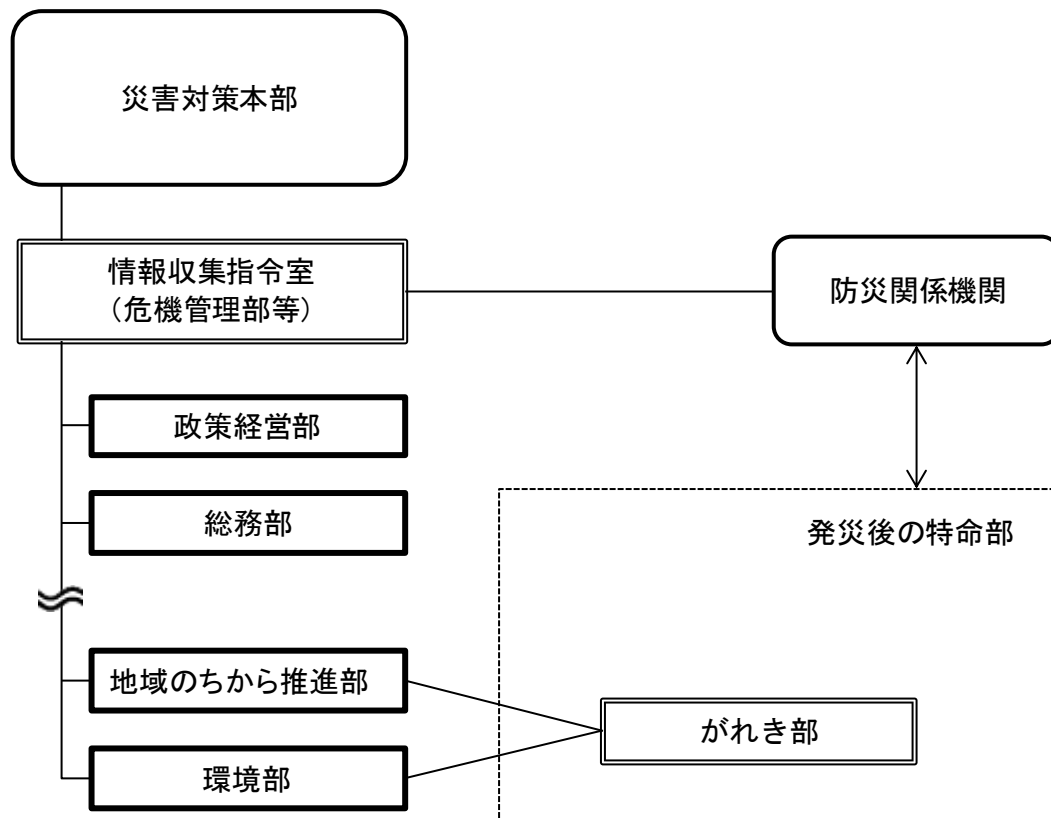


図1-6 災害対策本部の組織図（抜粋）

環境部・がれき部の具体化等の調整必要

表1-6 がれき処理に関する分掌事務内容

各部名称	震災発生1日～3日の応急対策	震災発生4日目以降の応急対策
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ごみの処理 し尿の処理 がれき部の管理・運営統括 がれきの処理 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の応急対策業務
地域のちから推進部	—	<ul style="list-style-type: none"> がれき処理住民受付

1-9 協力・支援（受援）体制

協力・支援（受援）体制は、足立区地域防災計画に基づき、必要な支援の要請や情報の報告を行います。

なお、受援体制については、東京都が「(仮称) 東京都災害廃棄物対策マニュアル」を作成次第、適宜見直します。

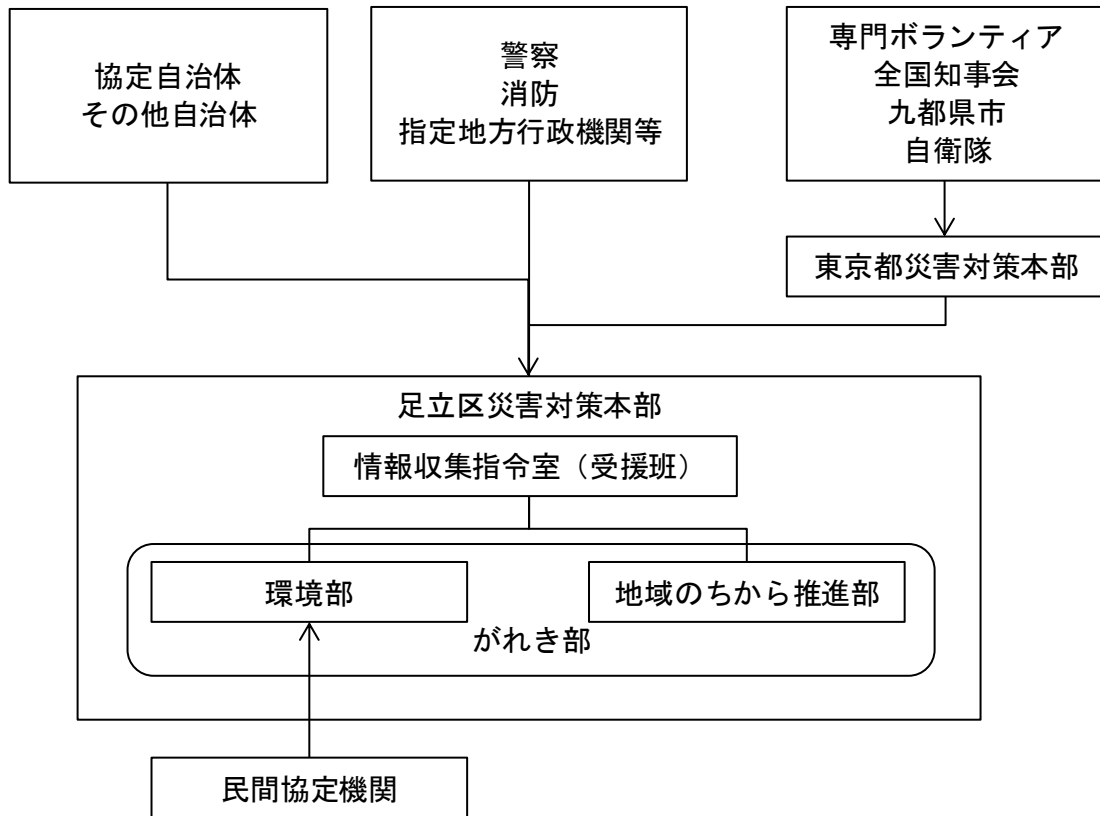


図1-7 協力・支援（受援）体制

1-10 災害廃棄物処理の流れ

(1) 発災後の区分

発災後は、人命救助が優先される「初動期」、避難所ごみを含む災害廃棄物への対応等が主体となる「応急対策期」、発災以前の状態に戻すための災害廃棄物の処理や再資源化が主体となる「災害復旧・復興期」の各段階があり、それぞれの時期に応じた対応を行います。

表1-7 発災後の時期区分と特徴

区分	特徴（対応内容）	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保を行う） 避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する）	発災～1か月
応急対策期	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う）	～6か月
災害復旧・復興期	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する）	～3年

第2章 平常時の取組み

2-1 組織体制の強化

発災時、区内で発生する災害廃棄物について、迅速かつ安全に処理を進めるため、平常時から各部局が災害発生に備えて取組みを行うとともに、庁内組織及び関係行政機関、事業者団体等と連携を図り、災害時の体制を構築しておく必要があります。

特に大規模災害においては、電話等の通信手段が途絶する可能性があり、そのような場合を想定して、災害廃棄物の処理に関する役割分担や、区担当者・各種協定締結先との連絡体制の整備等を進める必要があります。

表2-1 各部局の平常時の取組み

区分	担当所管	対応内容
トイレの確保及びし尿処理	危機管理部 環境部 都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用トイレの確保 ・し尿の収集運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬手段等の確保 ・避難所毎の避難者数に応じた生活水の確保 ・都所管の水再生センターや指定マンホールへの収集運搬体制の確保等 ・マンホール用仮設トイレの設置体制の検討 ・避難所となる学校や公園等への災害用マンホールトイレの設置、雨水貯留槽、防災用井戸等の整備による生活水の確保 ・仮設トイレ等の設置箇所や部地区等に対する住民への周知、災害用トイレに関する知識の普及啓発 ・災害用トイレを利用した各種訓練（設置、利用、し尿搬入等の訓練）
ごみ処理	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に関する窓口 ・所管区域内で活用できる収集運搬車両等の現況把握し、不足するマンパワーや資機材の検証と確保
がれき処理	地域のちから推進部 環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場等候補地の指定 ・所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況把握し、施設耐震化の促進や不足するマンパワーや資機材の検証と確保 ・がれき処理マニュアルの見直し ・足立区災害廃棄物処理計画の整備

2-2 仮置場候補地の選定

(1) 仮置場の概要

災害廃棄物の分別の確実な実施と最大限の資源化、適正処理の実現に向けて、発災後、「緊急仮置場」や「粗大ごみ・廃家電仮置場」、「がれき仮置場」を速やかに開設する必要があります。

また、「二次仮置場」においては、中間処理に必要な機材を設置し、早期の処理開始に向けた整備が求められます。これらの仮置場については、事前に候補地を選定しておくことで迅速な対応が可能となります。仮置場の種類別の概要と主な要件は以下のとおりです。

なお、現時点では各仮置場の候補地を区立公園としていますが、発災時点における区の廃止施設（跡地利用が未定場所）や区画整理事業地、荒川河川敷*等の仮置場に適した場所についても、各管理者と協議のうえ仮置場の利用を検討していきます。

表2-2 仮置場等候補地の概要と主な要件

種類		内容
一次仮置場	緊急仮置場	<p>【概要】 緊急道路障害物除去路線の道路啓開の実施により発生するがれきを保管します。発災時には、優先される人命救助や区内の被害状況を踏まえ、路線の近隣に確保できる区立公園*（野球場、グラウンド等）の30箇所の中から選定します。</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急道路障害物除去路線から搬入が容易な距離であること。 ・発災時の災害活動拠点や他の利用ニーズがないこと。
	粗大ごみ・廃家電仮置場	<p>【概要】 家屋の片づけにより発生する粗大ごみ・廃家電を区民が持込み、分別・保管します。発災時には、区内の被害状況を踏まえ、区立公園（野球場、グラウンド等）の313箇所の中から選定します。</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平坦な場所であることが望ましい。 ・搬出用等の車両の乗り入れが可能であり、周辺道路の通行も可能であること。 ・近隣住民等が安全に搬入できる場所であること。
	がれき仮置場	<p>【概要】 家屋解体によるがれきを集積し、粗選別・保管を行います。発災時には、区内の被害状況を踏まえ、区立公園（野球場、グラウンド等）の313箇所の中から選定します。</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平坦な場所であることが望ましい。 ・搬出用等の車両の乗り入れが可能であり、周辺道路の通行も可能であること。 ・災害ごみの区分が多く分別保管を徹底するため、一定以上の面積を有すること。 ・作業員等が安全に作業できる場所であること。
二次仮置場		<p>【概要】 一次仮置場に集積したもののうち、仮設処理施設にて破碎等の処理を行うものを搬入します。発災時には、区内の被害状況を踏まえ、特別区にて必要と判断された場合に、特別区内に複数箇所設置されます。</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平坦な場所であることが望ましい。 ・がれき等の処理を行う期間、貯留が可能であること。 ・二次災害や周辺環境等への影響が小さい地域であること。 ・大型車両による搬出入が可能である（段差・障害物がない）こと。 ・二次処理を行うことが可能な面積を有すること。

※ 現在、国において仮置場設置に向けた方針が検討されており、今後の「荒川防災施設活用計画（場所・運用等）の改定」に基づき、仮置場の候補地としていきます。

(2) 一次仮置場の必要面積

① 粗大ごみ・廃家電仮置場の必要面積

各家庭から排出される粗大ごみや廃家電は、いったん粗大ごみ・廃家電仮置場に排出することで、道路上への排出等を抑制し、安全かつ迅速に収集・処理を行うことができます。限られた区域内で候補地を確保するには、搬入と同時に搬出されることを念頭に計算することで、必要面積を最小限に抑えることができます。図 2-1 は、阪神・淡路大震災後の月別荒ごみ発生量の推移（割合）を用いて、足立区の粗大ごみ・廃家電発生量の推移を示したものです。処理期間を1年間（12 か月）と想定した場合、最大は3 か月目で必要面積は 110,000m² となります。

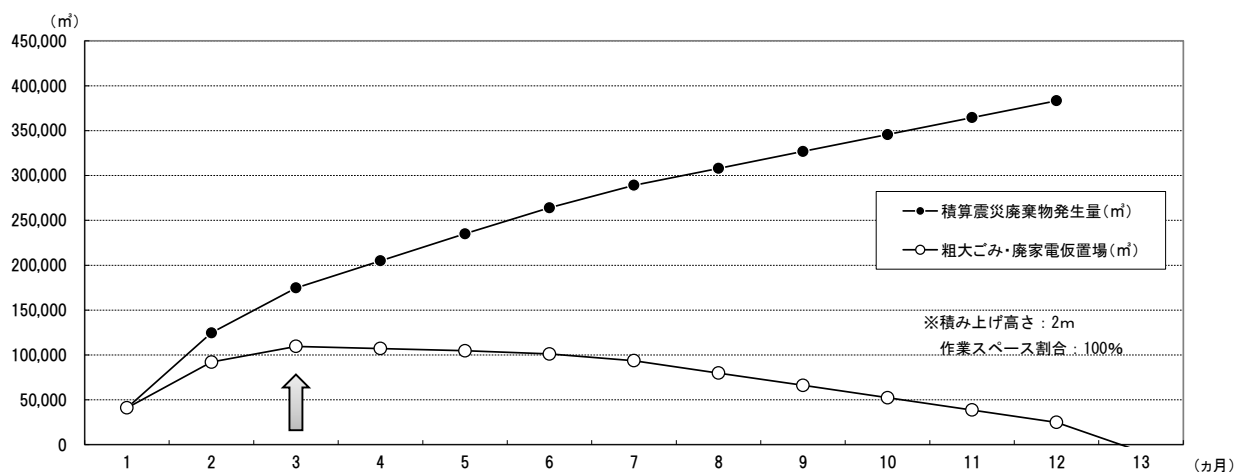


図2-1 発災後における粗大ごみ・廃家電仮置場貯留容量の推移イメージ

② がれき仮置場の必要面積

災害廃棄物を速やかに処理し、区民の生活再建を実現するには仮置場の確保は不可欠です。粗大ごみ・廃家電仮置場と同様、搬出の進捗を踏まえて計算することで、必要面積を最小限に抑えることができます。図 2-2 は、阪神・淡路大震災時の災害発生後の月別解体棟数の推移（割合）を用いて、足立区の震災発生後の解体棟数および災害がれき発生量の推移を示したものです。処理期間を3年間（36 か月）と想定した場合、最大は8 か月目で必要面積は 800,500m² となります。

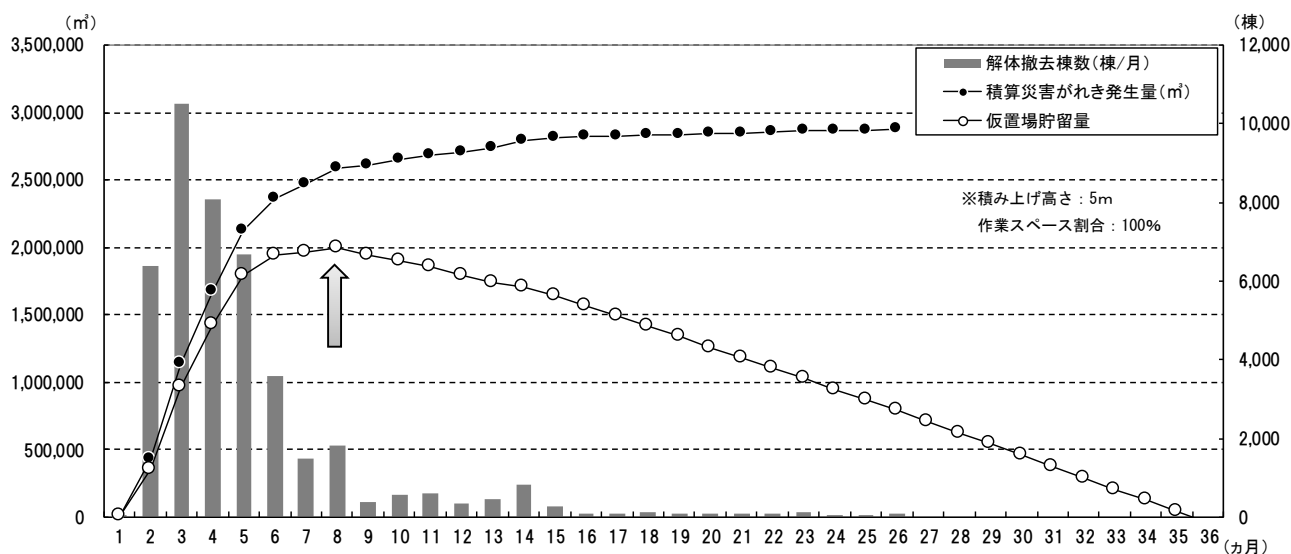


図2-2 発災後におけるがれき仮置場貯留容量の推移イメージ

2-3 必要な資材等の備蓄または協定等

(1) 仮置場等の設置・運営

仮置場等は、区が所有・管理する公園等を基本とし、災害の規模や被災地域の状況等により開設します。仮置場等の設置・運営を円滑に行うためには、作業員や区民の安全や周辺環境の保全を念頭に、表 2-3 に示す資材等の備蓄または協定等の検討が必要です。

また、仮置場等の運営には、管理・運搬等を行う人員の確保が重要ですが、担当部局だけでは不足することが考えられるため、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都、民間事業者、ボランティア等との連携体制を構築しておく必要があります。

表2-3 仮置場等の設置・運営において必要な資材

項目	対策内容（資材）
安全管理	<ul style="list-style-type: none">・作業員の安全確保：ヘルメット、軍手、防塵マスク、メガネ、安全長靴（または長靴・中敷き）・場内誘導表示板（動線表示、分別看板）・危険物、有害物質を含む廃棄物の保管に必要な資材（フレコンバッグ等）・不法投棄防止（夜間）のための照明・施錠
環境保全	<ul style="list-style-type: none">・土壌保全：遮水シート、敷鉄板・騒音・振動の軽減：防音シート・臭気：消臭剤、脱臭剤、防虫・殺虫剤の散布、シート（被覆）・火災、飛散防止：散水設備、ネット（飛散防止）、消火器、防火水槽、小型ポンプ

(2) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等の確保

災害によって水洗トイレ等が使用できなくなった場合、被災者の健康や被災地の衛生環境を維持するため、トイレの確保の問題は緊急を要します。本区では、トイレ数を「避難者 100 人に対し最低限 1 箇所確保する」としており、「避難者 75 人に 1 箇所」を目標に簡易トイレ及び仮設トイレ等の検討・確保に努めます。

なお、避難所等で発生するし尿の迅速かつ適切な処理に向け、都下水道局と連携してし尿の収集・水再生センター等への搬入を行います。

表2-4 トイレの種類と概要

種類	概要
携帯トイレ	持ち運びができ、ビニール袋を洋式便器等にセットして使用します。排泄後、吸水ポリマー等で固形化します。 各家庭での備蓄（3日分程度）を呼びかけ、使用方法を周知する。災害時配布するための備蓄を行う。
簡易トイレ	組み立て式の便器でビニール袋をセットし、排泄後、吸水ポリマー等で固形化します。ポータブルトイレともいいます。 災害時、避難所等に設置するため、簡易トイレ本体とトイレットペーパー・消臭剤等の必要数の検討と備蓄を行う。
マンホール用 仮設トイレ	組み立て式のトイレブースと便器のセットで、便器をあらかじめ公園等に準備された下水道マンホールの上に設置し、下水道へ直接排泄します。トイレ用水の確保が必要です。 災害時、公園・避難所等に設置するため、仮設トイレ本体とトイレットペーパー・消臭剤等の必要数の検討を行う。また、既存の設置場所・基数を把握する。
仮設トイレ (便槽型)	組み立て式のトイレブースと便器のセットで、排泄物を便槽に貯留します（便槽型仮設トイレ）。トイレ用水の確保が必要です。 災害時、避難所等に設置するため、仮設トイレ本体とトイレットペーパー・消臭剤等の必要数の検討と他自治体やレンタル事業者との協定締結等を行う。

2-4 職員の研修・訓練

本計画が発災時に有効活用されるように、災害時の対応マニュアル等を作成するとともに、災害発生時、特に初動期にスムーズな対応ができるよう本区職員の研修や訓練を行っていきます。また、本区職員のみならず東京都や近隣自治体と共同で図上訓練等を実施し、災害廃棄物処理技術に係る有識者や経験者を招いた教育、研修の実施等の開催についても検討します。これらの実施により本区職員の意識高揚と人材の育成に努めます。

2-5 区民等への啓発

迅速かつ安全に災害廃棄物の処理を進めるためには、区の適切な対応だけでなく、区民や事業者の協力が不可欠です。そのため、平常時においても災害廃棄物や仮置場等に係る事項について情報の周知や啓発を行い、区民や事業者の理解を得るとともに、意識の高揚に努めていきます。

発災後は、通常的生活ごみに加え、避難所ごみや家屋の片づけに伴う家具等の粗大ごみ、廃家電の排出が増加します。また、ごみ集積所が被災して使用できない場合や、発災後72時間は人命救助が優先となるため、収集車が即時回収を再開できないことも考慮し、災害時のごみ排出方法について平常時から周知を図る必要があります。より多くの区民や事業者が認識を高めることで、道路上や空き地への排出による交通障害や衛生環境の悪化等を防止します。

《普及啓発・広報する事項》

- ・災害廃棄物の排出方法（排出場所、分別区分、危険物・有害物質を含む廃棄物の対応等）
- ・仮置場等候補地または仮置場等の設置要件
- ・災害時における情報伝達方法（自治会、区内掲示板や避難所への掲示、インターネット、新聞・テレビ・ラジオ等）、災害時の問合せ窓口
- ・携帯トイレ等の備蓄、仮設トイレ等の設置場所、使用上の留意点及び維持管理について
- ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- ・倒壊家屋等の撤去方針及び申請方法

第3章 災害廃棄物処理

3-1 初動期における時系列取組み

災害廃棄物の適正処理に向けては、仮置場の開設や住民への広報等といった初動対応を迅速かつ適切に行い、処理困難な混合廃棄物の増大や便乗ごみの混入を防ぐことが重要と考えられます。被災地域からの廃棄物の排出秩序を形成するため、以下に時系列で整理した初動期（発災後～1ヵ月程度）における対応事項について、重点的に行います。

表3-1 初動期における時系列取組み

区分	初動期			
	発災～24時間	～72時間	～2週間	～1ヵ月
	人命救助活動		人命救助・行方不明者搜索活動	
がれき・家屋等解体撤去	消防・警察・自衛隊等の関係機関との連携 ↓ 道路の被害状況確認 ↓ 道路啓開に伴うがれき等撤去		倒壊危険建物の優先解体 ↓ 解体に伴うがれき等撤去	
がれき処理実施計画	家屋等の被害状況確認	災害ごみ発生量・処理見込量の推計(暫定) ↓ 処理方針の決定 ↓ 処理計画の作成		処理計画の見直し
収集運搬		収集運搬体制の確保	収集運搬の実施	
緊急仮置場	候補地リストからの選定 ↓ 被害状況確認 ↓ 道路啓開に伴うがれき等の受入れ ↓ 仮置場の設置・運営			
災害ごみ がれき仮置場 粗大ごみ・廃家電仮置場 二次仮置場(23区共同)		候補地の被害状況確認 ↓ 仮置場の必要面積の算定 ↓ 仮置場の候補地の選定 ↓ 受入に関する合意形成 ↓ 仮置場の設置・運営		
環境対策 モニタリング 火災対策			環境モニタリングの実施 ↓ 火災防止対策 ↓ 飛散・漏水・悪臭・害虫防止対策	
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮 ↓ 有害化学物質使用事業所への被害確認		所在、発生量の把握、処理先の確定等 PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収	
処理施設(清掃一組等)	処理施設等の被害状況の把握、安全性の確認		稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入	
選別・処理・再資源化 (清掃一組、23区共同)			腐敗性廃棄物の優先的処理	
区民等への周知・広報	処理方針等の周知・広報			
各種相談窓口の設置				家屋解体・撤去申請受付

区分	初動期			
	発災～24時間	～72時間	～2週間	～1カ月
し尿、避難所・生活ごみ	下水道・処理施設等の被害状況の確認			
	仮設トイレ(簡易トイレを含む)、消臭剤や脱臭剤等の確保			
	仮設トイレの必要数の把握			
	支援要請			
	アースイントイレ、仮設トイレの設置			
	携帯トイレの使用			
	収集資機材(車両等)の確認・支援要請			
	し尿の発生状況把握と処理計画作成			
	処理計画の見直し			
	し尿の処理施設の確保(設置翌日からし尿収集運搬開始:処理、保管先の確保)			
仮設トイレの使用法、維持管理方法等の利用者への指導(衛生的な使用状況の確保)				
アースイントイレ、仮設トイレの管理、携帯トイレの使用				
し尿の収集運搬				
処理施設				
避難所・生活ごみ	避難所の開設状況の確認			
	収集方法の確立			
	収集資機材(車両等)の確認・支援要請			
	避難所ごみ・生活ごみの保管場所の確保			
	ごみの発生状況把握と処理計画作成			
	収集運搬・処理体制の確保(処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定)			
	収集運搬			
処理施設				
感染性廃棄物の対策				
処理施設(清掃一組等)	処理施設等の被害状況の把握、安全性の確認		稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入	
選別・処理・再資源化(清掃一組、23区共同)			腐敗性廃棄物の優先的処理	
区民等への周知・広報	処理方針等の周知・広報			

3-2 情報収集と組織体制の確立

(1) 情報収集による状況把握

発災後、以下の情報を収集します。なお、発災時には交通の遮断や電話の不通等により、情報の収集が困難となることが予想されるため、発災後に参集する職員は参集途上において、災害状況の把握に努めます。

表3-2 情報収集項目

目的区分	情報収集項目
道路啓開の実施	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁の被害状況 緊急仮置場候補地の状況
災害廃棄物発生量の推計	<ul style="list-style-type: none"> 建物の被害状況（全壊・半壊・焼失棟数）
有害廃棄物・腐敗性廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質使用事業所の被害状況 腐敗性廃棄物の発生状況
仮置場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地の状況 必要資材の調達状況
し尿発生量の推計	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の被害状況 避難所開設状況

(2) 組織体制の確立

災害廃棄物対策に必要な人員を確保し、災害対策本部と連携して組織体制、指揮命令系統を構築します。

被害状況に応じて、庁内での応援や他自治体からの人的・物的支援を要請します。

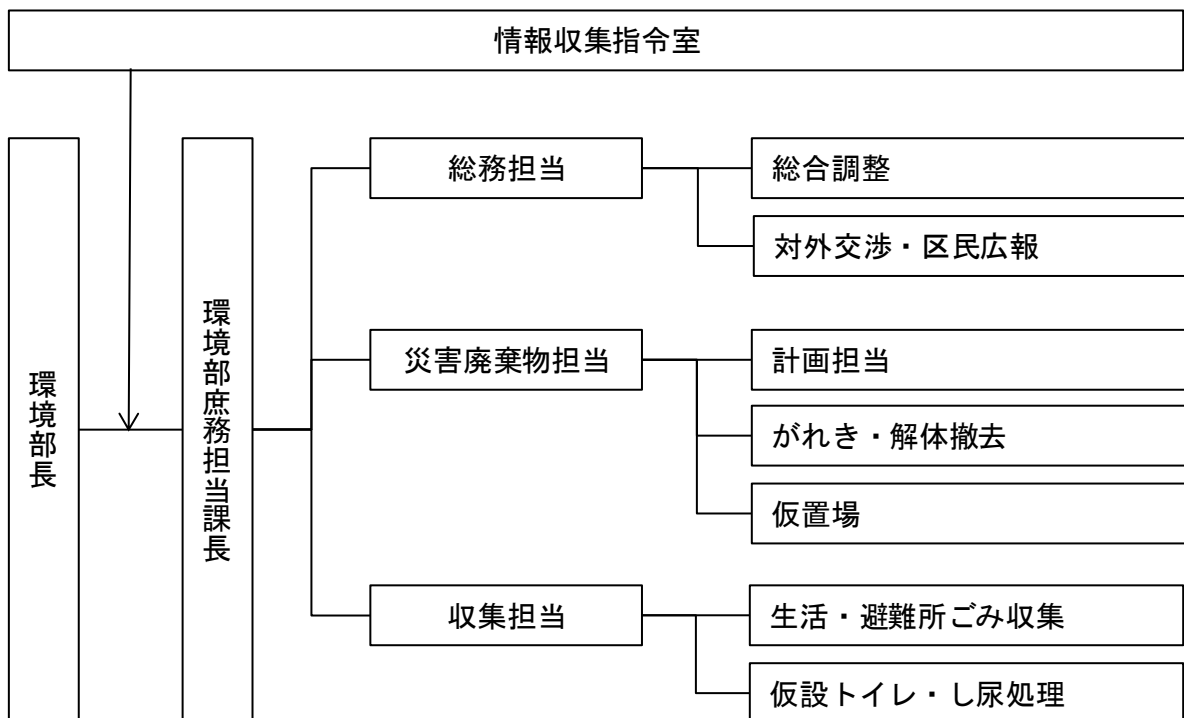


図3-1 組織体制（案）

指針から作成。これをベースに調整必要

(3) 自衛隊、警察、消防との連携

初動期は人命救助活動を最優先としますが、被災状況に応じて、可能な範囲で自衛隊、警察、消防への協力を要請します。

また、以下の内容について、災害対策本部を通じた連携を行います。

表3-3 各関係機関との連携内容

連携先	連携内容
自衛隊	・道路啓開に伴う緊急仮置場の利用について
警察	・道路啓開に伴う緊急仮置場の利用について ・仮置場での盗難や不法投棄について ・貴重品や有価物等の取り扱いについて
消防	・道路啓開に伴う緊急仮置場の利用について ・仮置場での火災防止について

(4) D.Waste-Net

D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）は、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるために、その中心となる関係者により構築された人的な支援ネットワークです。

平常時は人材育成や防災訓練等への支援、発災時は現地支援チームによる仮置場の設置運営に関する技術的支援の機能・役割を有していることから、積極的な活用による災害廃棄物対策の強化が期待できます。

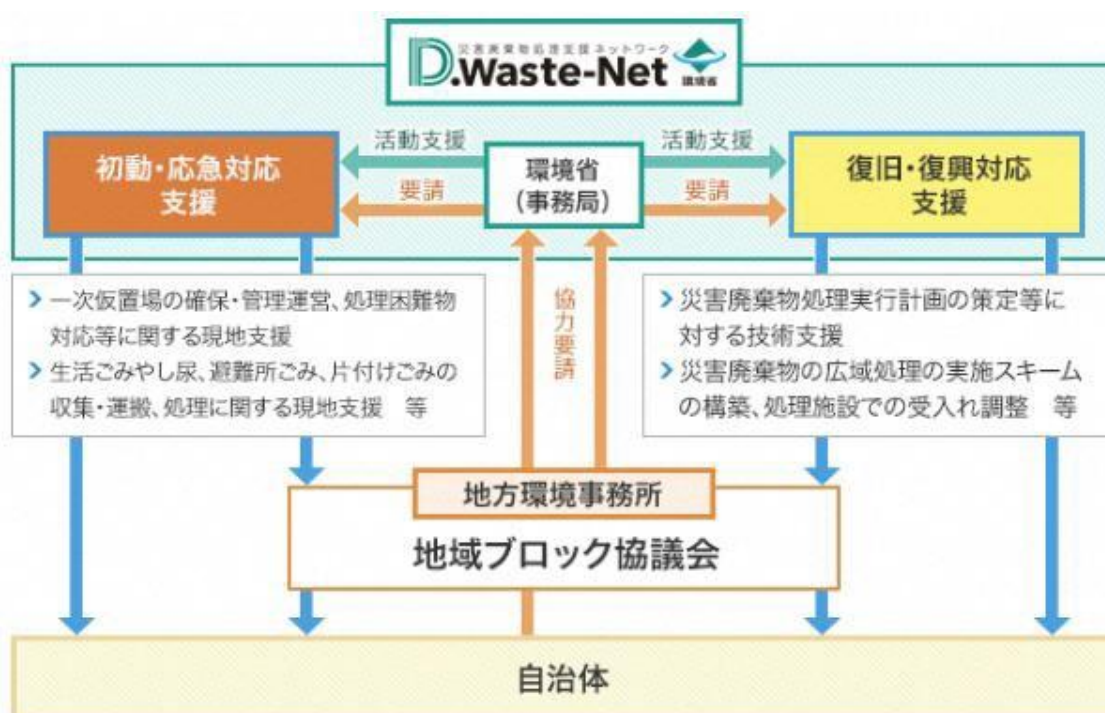


図3-2 災害発生時におけるD. Waste-Netの支援の仕組み

3-3 災害がれき処理方針及び実施計画

(1) 災害がれき処理方針の策定

発災後、庁内関係部局や関係機関と連携して速やかに災害廃棄物の初動期対応を進めるため、災害廃棄物処理についての基本的な考え方をまとめた災害がれき処理方針を策定します。

《災害がれき処理方針の記載事項》

1. 処理方針
2. 足立区の被害状況（全壊・半壊・焼失棟数を記載）
3. 予想される処理対象がれき量
4. がれき処理の考え方
 - (1) 処理の優先順位
 - (2) 一次仮置場の早期開設と搬入
 - (3) 処理期間
 - (4) 自区内処理・広域処理の検討
 - (5) 運搬手段
 - (6) 再資源化
 - (7) 分別方法
 - (8) 処理業者の選定
 - (9) 搬出先
 - (10) 健康および環境配慮ならびに安全対策
 - (11) 経費の節減
 - (12) 対策本部との連携

(2) 災害がれき処理実施計画の策定

災害がれき処理方針に基づき、具体的な対応策を示します。

なお、実施計画は、その後の被災状況や災害廃棄物の処理状況に応じて、適宜見直しを行います。

《災害がれき処理実施計画の記載事項》

- I 計画の基本的事項
 1. 実施計画策定の目的
 2. 計画の位置づけ
 3. 役割分担
 4. 基本方針（災害がれき処理方針を記載）
 5. 被災状況及び処理見込量
 6. 分別及び処理方法
 7. 処理期間
- II 処理計画
 1. 集積計画
 2. 運搬計画
 3. 受入基準
 4. 作業計画
- III 実施スケジュール
- IV 計画の見直し
- V 処理フロー

3-4 災害ごみの処理

(1) 一次仮置場の設置

① 緊急仮置場

緊急仮置場は、道路啓開に伴って発生するがれき・車両等を一時的に保管する目的で設置します。

道路啓開は、人命救助・行方不明者の捜索のため迅速に行う必要があります。このため、被災状況に応じて、あらかじめ緊急輸送道路周辺に定めた緊急仮置場候補地から速やかに選定・設置し、情報収集指令室や関係機関等に連絡します。

搬入される災害ごみは、道路上からの除去を最優先に行うため、混合状態での搬入が想定されます。

② 粗大ごみ・廃家電仮置場

粗大ごみ・廃家電仮置場は、被災した家屋等の片付けに伴って排出される粗大ごみ・廃家電を一時保管する目的で設置します。

粗大ごみ・廃家電は主に区民自らが持ち込むことを想定し、地域の被災状況に応じて設置場所や箇所数を判断して開設します。また、設置期間は粗大ごみの収集体制の復旧を目安として、概ね1年間とします。

③ がれき仮置場

がれき仮置場は、家屋等の解体に伴うがれき類を一時的に保管する目的で設置します。

がれき類は、一度混合状態になるとその後の分別が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化、便乗ごみの混入につながります。

がれき類の円滑な処理およびリサイクルによる処理量の減量化を行うため、分別看板の設置や受付時の確認を行い、分別を徹底します。(分別区分：コンクリートがら、木くず、金属くず、その他可燃、その他不燃)



図3-3 がれき仮置場 配置図イメージ (左)、熊本地震の一次仮置場 (右)

(2) 仮置場の運営

一次仮置場では、受付、分別指導、重機等を用いた廃棄物の整地等が必要になります。これらの運営に必要な人員・資機材の確保にあたっては、各種関係機関への支援を要請します。

また、各種災害ごみの処理の進捗に応じて、仮置場面積の過不足を確認し、候補地の追加や集約を検討します。

(3) 環境保全対策、モニタリング

① 環境保全対策

大気質、騒音・振動、土壌、酒器、水質、火災等に対する主な環境保全対策を以下に示します。

二次仮置場については、特別区および清掃一組共同で環境対策を実施します。

表3-4 災害廃棄物処理に係る主な環境保全対策

環境項目	対象	環境保全対策
大気質	被災現場（解体現場等）	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水 排出ガス対策型の重機、処理装置等の使用
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両のタイヤ洗浄の実施 大気質（アスベストを含む）に係る環境モニタリングの実施
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水 保管・選別ヤードや処理装置への屋根の設置 飛散防止ネットの設置 搬入路の鉄板敷設、簡易舗装等の実施 運搬車両のタイヤ洗浄の実施 排出ガス対策型の重機、処理装置等の使用 収集分別や目視によるアスベスト含有廃棄物等の分別の徹底 保管廃棄物の高さ制限、危険物分別の徹底による可燃性ガスの発生や火災発生の抑制 大気質（アスベストを含む）に係る環境モニタリングの実施 保管廃棄物の火災は制を監視するためのモニタリングの実施
騒音・振動	被災現場（解体現場等）	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動型の重機、処理装置等の使用
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の走行速度の遵守 騒音・振動に係る環境モニタリングの実施
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動型の重機、処理装置等の使用 防音壁・防音シートの設置 騒音・振動に係る環境モニタリングの実施
土壌	被災地	<ul style="list-style-type: none"> 汚染の範囲を分析により区分し、汚染土壌を撤去
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 遮水シートの敷設、簡易舗装の実施 P C B 含油廃棄物等の有害廃棄物の分別保管と適切な管理の実施 土壌汚染に係る環境モニタリングの実施
臭気	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 脱臭剤、防虫剤の散布 保管廃棄物へのシート掛け※の実施 悪臭に係る環境モニタリングの実施

環境項目	対象	環境保全対策
水質	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・遮水シートの敷設による排水・雨水の適切な管理 ・敷地内排水及び雨水の適切な処理の実施
その他（火災）	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスボンベ、ライター、ガソリン、灯油、タイヤ等、発火元としてのバッテリー、電池（特にリチウム電池）およびこれらを搭載する小型家電製品等と可燃性廃棄物との分離保管 ・腐敗性が高く、ガス等が発生したり、高温になる可能性のある量等は、混在を避けて別途保管 ・可燃性廃棄物（混合廃棄物）を仮置きする際、積み上げ高さは5m以下 ・積み上げた廃棄物の上で作業する場合は、毎日場所を変えて、蓄熱を誘発する同一場所での圧密を避け、長期間の保管が必要な場合は定期的に切り返しを行う等、長期間放置しない。 ・嫌気状態で発生するガスを放出するためのガス抜き管の設置

※廃棄物の蓄熱火災を発生させない素材、方法による実施

② 環境モニタリング

災害廃棄物処理では、解体撤去、回収、運搬、仮置き、分別等の各段階において環境への影響を最小とし、公衆衛生の確保に努める必要があります。

特に、有害物質や危険物等が混在する災害廃棄物の仮置場では、周辺環境への影響、作業員や近隣住民の健康への影響、労働災害の予防措置のための環境モニタリングを実施します。

モニタリングの結果、周辺環境への影響等が大きいと考えられる場合は、さらなる対策を講じて影響を最小限に抑えます。

表3-5 環境モニタリング項目と調査の考え方

環境項目	実施場所		調査項目	調査頻度等の考え方
大気質	仮置場	敷地境界	粉じん（一般粉じん）、浮遊粒子状物質	・仮置場における作業内容、敷地主変の状況等を考慮して頻度を設定して実施する。
			アスベスト（特定粉じん）	・仮置場における保管廃棄物、作業内容、敷地周囲の状況等を考慮して頻度、方法等を検討して実施する。
	解体・撤去現場			・アスベストの使用が確認された建築物の解体の際には、大気汚染防止法で規定された方法や頻度に基づいて適切に実施する。
	廃棄物運搬経路（既設の最終処分場への搬出入経路も含む）		浮遊粒子状物質（必要に応じて、窒素酸化物等も実施）	・仮置場への搬入道路、最終処分場への搬入道路の沿道を対象として、道路状況、沿道の環境等を考慮して、調査地点、調査頻度を設定して実施する。
騒音・振動	仮置場	敷地境界	騒音レベル 振動レベル	・仮置場内での施設等の配置状況、作業内容、周囲の状況等を考慮して、敷地境界のうち適切な調査地点、調査頻度を設定して測定する。
			廃棄物運搬経路（既設の最終処分場への搬出入経路も含む）	

環境項目	実施場所		調査項目	調査頻度等の考え方
土壌等	仮置場内		有害物質等	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場として利用している土地の原状復旧に用いるため、災害廃棄物の撤去後に実施する。 仮置場内における施設配置や作業ヤードの状況、排水溝の位置や雨水・汚染水の染み込みの可能性等を考慮して実施する。 調査方法や調査内容等は災害廃棄物処理における東日本大震災の通知等を参考に実施する。 可能な限り、仮置場として使用する直前の状況を把握しておく。(写真撮影、土壌採取等)
臭気	仮置場	敷地境界	特定悪臭物質濃度、臭気指数等	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場内の施設等の配置、廃棄物保管場所の位置等、周辺の状況を考慮して敷地境界のうちの適切な調査地点と調査頻度を設定して実施する。
水質	仮置場内		排水基準項目等	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の排水や雨水を対象として、施設からの排水量に応じて水質汚濁防止法等の調査方法、頻度等を参考に実施する。
	仮置場近傍の公共水域、地下水（必要に応じて実施）		環境基準項目等	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場近傍の河川や地下水を対象として、利用状況等を考慮して調査地点、調査頻度を設定して実施する。
その他（火災防止）	仮置場	保管廃棄物の山	目視観察（踏査）	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場内の保管廃棄物（主として、混合廃棄物）の山を対象として1日に1回程度、目視により湯気等の排出状況、臭気の有無等を確認する。 ※臭気の確認には、有害ガスが発生しているおそれがあることに留意し、開放されたエリアにおいて臭気確認を行う。
			廃棄物温度	<ul style="list-style-type: none"> 放射温度計や赤外線カメラによる廃棄物表面温度の測定（1日1回程度、1山に数カ所測定） 温度計（熱電対式）による廃棄物内部温度の測定（1日1回程度、1山に数カ所測定） 測定場所は湯気等の排出状況等を考慮して実施する。 ※夏季のように周辺の外気温が高い場合には、正確な測定ができないため、測定時間等に配慮する。
			可燃性ガス、有害ガス	<ul style="list-style-type: none"> 保管廃棄物の山から白煙・湯気等が発生している場合には、メタンガス、硫化水素、一酸化炭素等の可燃ガスや有害ガスの有無を1日1回程度、複数箇所において確認する。 ※測定場所は湯気等の排出状況や臭気の発生状況等を考慮する。

3-5 避難所・生活ごみ及びし尿の処理

(1) 避難所・生活ごみ対策

発災後は、被害状況や避難所の開設状況を踏まえ、生活ごみ及び避難所ごみの発生量を算定し、収集運搬計画の策定や関係機関への連絡を行います。

避難所ごみは各避難拠点、生活ごみは平常時のごみ集積所を原則としますが、被災によってごみ集積所が利用できない場合は、避難拠点へ生活ごみを排出します。

また、生ごみ等の腐敗性廃棄物については優先的に収集する等の対応を検討します。不燃ごみや資源ごみ等、衛生面に支障のない生活ごみについては、家庭で保管するよう区民に対して協力を要請するとともに、排出する際の分別の徹底を呼びかけます。

(2) し尿対策

発災後は、下水道の被害状況や避難所の開設状況を踏まえ、し尿のくみ取り量を算定し、処理計画を策定します。

処理計画に基づき、協定事業者のバキュームカーにより収集を実施し、台数が不足する場合には、東京都に応援要請を行います。

3-6 収集運搬

家屋解体に伴う災害ごみについては、主にダンプトラックにより仮置場や処理施設へ運搬します。

避難所・生活ごみ及びし尿については、区が所有する直営車両と民間事業者の雇上車両を使用します。

必要とする車両台数の確保が困難な場合は、特別区や清掃一組等で設置する「(仮称)特別区災害廃棄物処理初動対策本部」等が区の要請内容を取りまとめ、東京都へ広域支援を要請し、収集車両の確保に努めます。また、今後民間事業者等との協定の締結について検討します。

なお、収集運搬は道路の復旧状況、通行止め、片側通行等の規制状況に応じて、効率的なルート、収集エリア等を検討します。

必要な収集運搬車両台数の記載
(調整必要)

3-7 倒壊家屋等の解体・撤去

被災家屋の解体に伴う災害廃棄物は、本来私有財産であり、原則として所有者の責任において行う必要があります。

ただし、極めて甚大な被害が生じた場合は、特例として被災家屋の解体・撤去が国庫補助の対象となることがあります。区の事業として被災家屋の解体・撤去及び災害廃棄物の処理を行う場合（公費解体）は、所有者の申請に基づき、関係部署と連携して解体・撤去を実施するとともに、解体現場にて可能な限り分別を実施します。

解体・撤去に当たっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」に準じて行います。

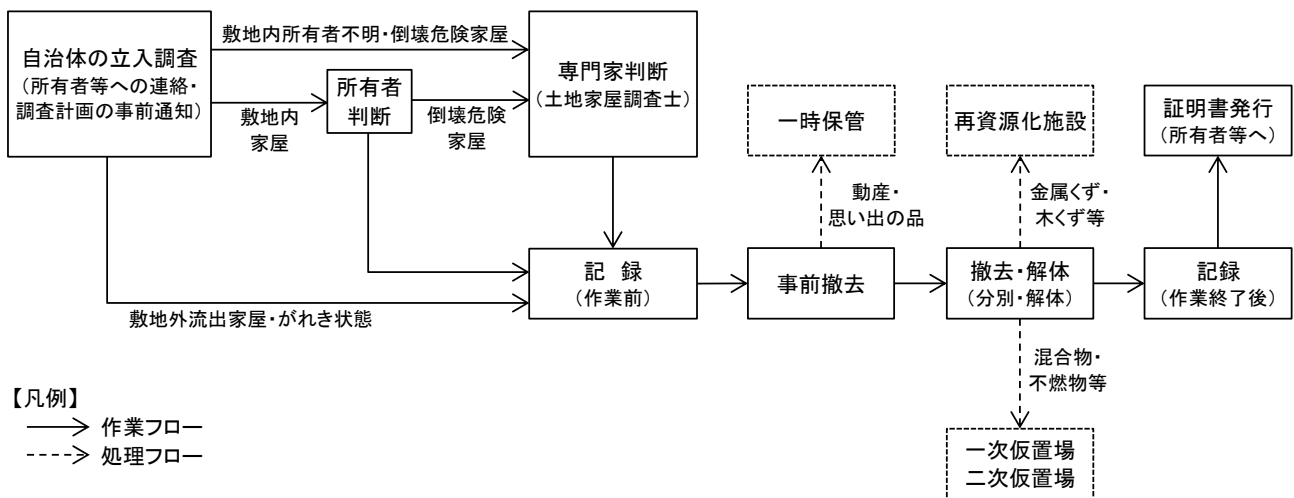
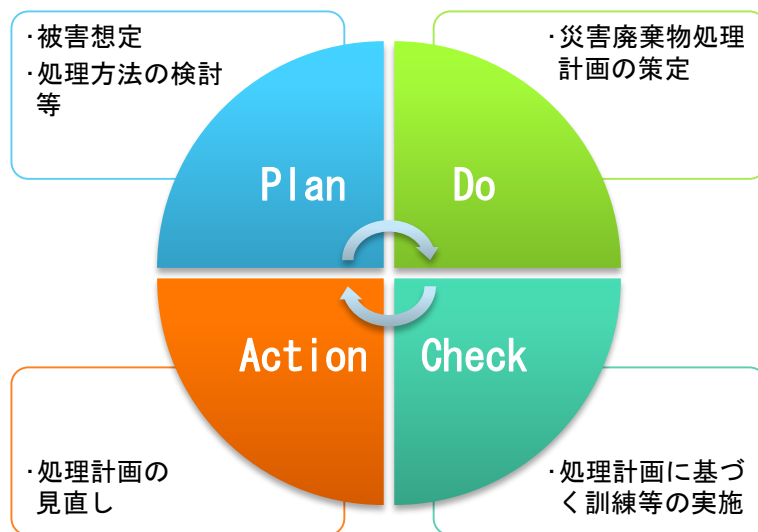


図3-4 倒壊家屋撤去作業及び廃棄物処理フロー

第4章 進行管理

本計画の実行性を高めるため、現時点で判明している課題を踏まえ、発災時に備えて重点的に対策が必要な部分については充実を図り、適宜見直しを行います。



参考：災害廃棄物対策の基礎～過去の事例に学ぶ～（環境省災害廃棄物対策チーム、2016年3月）

4-1 現時点における課題（まとめ）

- ・ 各種仮置場は区立公園を候補地としているが、住宅に隣接する公園や敷地面積が狭い公園が含まれており、公園内の地下埋設物への配慮も必要となることから、仮置場の利用方針（期間や積み上げ高さの制限）について検討が必要。
- ・ 災害廃棄物に関する発災後の組織体制について、庁内における必要性の認識・理解と体制の具体化が必要。（発災直後からの人数確保、体制づくり）
- ・ 計画の実行性を高めるための訓練が必要。
- ・ 災害廃棄物の処理（二次仮置場）や広域処理について、特別区や東京都との協議が必要。
- ・ 現行の地域防災計画で不足している協定の締結が必要。（ごみ・し尿の収集運搬や仮置場設置に伴う資機材、産廃業界等）

第2章 平常時の取組みと重複している。こちらではより具体的に記載する等の区別が必要。

4-2 今後の重点対策

（1）（仮称）災害廃棄物処理マニュアルの作成

膨大な業務の発生や情報の混乱等が予想される発災時において、速やかに災害廃棄物処理に関する業務を遂行するため、災害廃棄物処理に関する具体的な実施内容やタイムスケジュール等を定めた「（仮称）災害廃棄物処理マニュアル（以下、「マニュアル）」を作成します。

作成にあたっては、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や現在策定中である東京都のマニュアルを踏まえて作成します。

(2) 各種訓練等の実施

発災時の迅速かつ的確な処理と、マニュアルの実効性を検証するため、マニュアルを用いた図上訓練や研修等を実施します。

訓練等を実施することで、関係部署等との連携意識を深めるとともに、訓練の中で見つかった課題について対策を検討し、マニュアルの改定に活用します。

)

(3) 各避難所運営訓練の実施

(調整必要)

(4) 民間事業者等との協定の拡充

現時点において不足している資機材等の確保について、民間事業者や関係機関との協定を検討します。

また、現在締結している協定についても、定期的に見直しや確認を行います。

(5) 区民への事前周知（広報）の実施

区民や事業者に対して、平時から災害廃棄物処理に関する認識を醸成し、災害時の協力を求めるため、地域における防災訓練や広報などを積極的に活用し、災害廃棄物の分別方法や粗大ごみ・腐敗性廃棄物の排出方法の情報提供を行います。

表4-1 周知内容例

区分	内容
災害ごみ	<ul style="list-style-type: none">がれき等の処理の流れ仮置場の設置に関する協力依頼
避難所・生活ごみ	<ul style="list-style-type: none">災害時における生活ごみの排出・分別ルール粗大ごみ・廃家電仮置場の利用方法
し尿	<ul style="list-style-type: none">仮設トイレ等の使用方法
その他	<ul style="list-style-type: none">災害ごみを出さないために日頃からできること片付け時の注意点家屋の解体や廃自動車の処理に関する手続き等

参考：～もしもの時のごみの手引き～災害廃棄物処理ハンドブック（堺市、平成 29 年 3 月）

資料編

(1) 用語集

行	用語	定義
あ	アスベスト（石綿）	天然にできた鉱物繊維で熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくい特性を持つ繊維。建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材等）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッド等）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケット等）といった様々な工業製品に使用されてきた。発がん性が問題となり、現在では原則として製造・使用等が禁止されている。
	オープンスペース	公園などの公共空間。発災時においては、避難場所や救出救助活動拠点、応急仮設住宅建設用地、災害廃棄物の仮置場等としての利用のため、オープンスペースの確保が必要となる。
か	仮設処理施設	災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設、焼却炉等。
	仮置場	被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために廃棄物等を仮置く場所。
	一次仮置場	公衆衛生の確保の目的で廃棄物を生活環境から遠ざけた際に廃棄物を保管する仮置場又は二次仮置場における選別等を想定し事前に廃棄物を分別するための仮置場。
	二次仮置場	廃棄物の再資源化等、適正な処理を行うために整備される仮置場。破碎、選別や仮設焼却炉等の機材も設置されることがある。
	仮設トイレ	一時的に設置される簡易式のトイレ。組み立てる必要のないボックス型のものや使用しない時は収納できる組立型のものがある。
	簡易トイレ	組立式トイレ等にし尿を溜める凝固剤入りの袋をセットし、トイレ機能を確保するもの。
	環境モニタリング	廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価すること。
	緊急輸送道路	地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。指定された路線は、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策が優先して進められる。
	広域処理	全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理すること。
	公費解体	個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、区市町村が所有者に代わって実施する解体。
さ	災害廃棄物	自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。

災害対策本部	災害対策基本法第 23 条、第 23 条の二に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、都道府県知事、区市町村長が設置する組織。
災害廃棄物処理計画	発災前に策定される計画であり、どのように災害廃棄物に対処するか各主体の役割や処理方針等を事前に定めた計画。
災害廃棄物処理実行計画（災害がれき処理実施計画）	発災後に策定される計画であり、被災地域の様相を考慮した上で、実際に災害廃棄物を処理する方法等について記載した計画。
災害廃棄物処理指針	発災後、当該災害について処理の方針や対応を示すために国が策定する指針。
災害廃棄物対策マニュアル	災害廃棄物処理を行う上で、詳細な処理方法や事務的な対応方法、様式等について整理した手引。
災害廃棄物対策指針	平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述。
災害廃棄物対策本部	災害発生時に各局の人員を含んで設置される災害廃棄物処理に関する事項を専門的に取り扱う組織。
敷鉄板	軟弱地盤等で仮設道路代わりに地面に敷き並べる鉄板。
事務委託	地方公共団体が他の地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、他の地方公共団体の事務の一部を代替執行すること又は代替執行を依頼すること。
遮水シート	遮水性や耐久性（耐候性、熱安定性、耐酸・アルカリ性等）に優れたシート。有害物質を含有する物質を保管する際に、地面上にシートを敷設することで、物質から出る溶出水により土壌が汚染されることを防ぐ役割を持つ。
受援体制	地方公共団体が、災害に備えて、受援対象業務を特定し、内部体制の整備を図り、応援要請先の指定や応援要請の手順等、外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制。
全壊	住家が居住のための基本的機能を喪失したもの（住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの）、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも」とされている。
選別	仮置場や廃棄物処理施設等に搬入された廃棄物を適正に処理するため、重機やふるい機等の利用のほか手作業でいくつかの品目に分ける工程。

た	大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会	関東地方環境事務所が、管轄する 10 都県を対象に、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するために設置した協議会。
	大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針	東日本大震災及び近年発生した比較的規模の大きい災害の教訓、知見やこれまでの取組の成果を踏まえ、環境省が策定した指針。大規模災害時において、災害廃棄物処理に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携や協力体制を構築することにより、"オールジャパンでの対応"の実現を目的としている。
	地域防災計画	災害対策基本法第 40 条又は第 42 条の規定に基づき、都道府県防災会議又は市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。同法第 110 条の規定により、特別区は市とみなす。）が策定する計画。
	蓄熱火災	可燃物の内部で微小の発熱現象が起こり、その温度が可燃物の構成物質の発火点に達した場合に発生する火災。大量の可燃物がある場合に、内部の熱が十分に放熱されないことにより発生する。
	東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）	都内で多量の災害廃棄物が発生した場合、区市町村から災害廃棄物処理の業務の委託を受けるか否かに関わらず、都が策定する計画。災害廃棄物の発生量、処理方針、連携体制等、必要な事項を記載する。
	道路啓開	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去の上、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。
	土壌汚染	有害物質により土壌が汚染されること。
は	発災	地震や水害等の自然災害が発生すること。
	発生量	発災後、一定期間、一定区域で生じる災害廃棄物の量。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上・70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上・50%未満のものとされている。
	便乗ごみ	災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等。
	粉じん	物の破砕や選別、その他の機械的処理又は堆積に伴い発生飛散する物質。
ま	マンホールトイレ	マンホール上に簡易な便座やパネルを設け、トイレ機能を確保するもの。
英数	D.Waste-Net	災害廃棄物処理支援ネットワーク。国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげることを目的として構築された、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を主なメンバーとして構成する人的支援ネットワーク。
	PCB含有廃棄物	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化ビフェニルを含む油またはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入されたものが

		廃棄物となったもの。昭和 47 年までに製造された安定器、平成 2 年までに製造されたコンデンサー、平成 5 年までに製造された変圧器に使用されていた。
--	--	--

(2) 仮置場候補地一覧

① 緊急仮置場候補地

No	名 称	位 置	面積 (㎡)	他用途除外後面積 (㎡)	地域防災計画等	
					へり 離着	防災 設備
1	江北公園	鹿浜一丁目2-1・7-1、二丁目14-1・44-1 鹿浜五丁目7・8-1・9-1・10-1	87,821.63	87,821.63		○
2	新田さくら公園	新田三丁目34番1号	25,193.94	25,193.94		○
3	花畑公園	花畑四丁目40番1号	23,025.91	23,025.91		
4	尾竹橋公園	千住桜木二丁目16番1号	17,356.43	17,356.43		
5	入谷中央公園	入谷四丁目16番1号	16,517.83	16,517.83		
6	大谷田公園	大谷田四丁目4番1号	16,247.44	16,247.44		
7	谷中公園	谷中二丁目23番36号	15,200.00	8,800.00	6,400	
8	宮城ゆうゆう公園	宮城二丁目13番1号	13,060.00	13,060.00		
9	ベルモント公園	梅島一丁目33番7号、二丁目17番2号	12,966.26	12,966.26		○
10	西新井さかえ公園	西新井栄町一丁目19番1号	10,220.45	10,220.45		
11	押部公園	鹿浜六丁目8番1号	8,147.99	8,147.99		
12	南椿公園	椿一丁目5番1号	7,766.00	7,766.00		○
13	六木水の森公園 (虹の広場・水車の広場)	六木三丁目39番26号(虹)、49番1号・50番6号(水車)	7,317.95	7,317.95		
14	足立富士見公園	西新井七丁目17番1号	7,312.63	7,312.63		○
15	五反野コミュニティ公園	西綾瀬二丁目1番18号	7,130.39	7,130.39		
16	吉右衛門堀公園	東保木間一丁目11番1号	7,073.22	7,073.22		
17	入谷日の出公園	入谷一丁目3番1号	7,011.74	7,011.74		
18	大境公園	西竹の塚一丁目9番1号	6,569.87	6,569.87		○
19	柳原千草園	柳原一丁目21番26号	6,019.40	6,019.40		
20	雪見公園	神明南二丁目17番2号	5,916.67	5,916.67		
21	青井ふれあい公園	青井一丁目3番1号	5,825.42	5,825.42		○
22	宮元公園	東和三丁目8番5号	5,079.24	5,079.24		
23	千住大橋さくら公園	千住緑町一丁目1番10号	5,000.76	5,000.76		
24	梅田亀田公園	梅田八丁目13番1号	4,789.26	4,789.26		
25	島根公園	島根二丁目14番22号	3,967.78	3,968.78		
26	土井苗間堀公園 (テ・ナホ・リ)	保木間三丁目9番10号	3,960.54	3,960.54		○
27	扇中央公園	扇一丁目47番35号	3,856.69	3,856.69		
28	平野さくら公園	平野二丁目2番25号	2,953.11	2,953.11		
29	末広公園	足立四丁目18番11号	2,173.92	2,173.92		
30	本木一丁目中(カ)公園	本木一丁目4番1号	1,564.40	1,564.40		○
計			347,046.87	340,647.87		

② 一次仮置場候補地候補地

No	名 称	位 置	面 積 (㎡)	他用途除外後 面 積 (㎡)	除外面積(㎡)		防災 設備	緊急 仮置場
					民有地 借地	へり 離着		
1	江北公園	鹿浜一丁目2-1・7-1、二丁目14-1・44-1 鹿浜五丁目7・8-1・9-1・10-1	87,821.63	87,821.63			○	○
2	新田さくら公園	新田三丁目34番1号	25,193.94	25,193.94			○	○
3	入谷緑地公園	入谷一丁目20番1号、五丁目1番1号、七丁目4番1号・7番1号	23,916.39	23,916.39				
4	花畑公園	花畑四丁目40番1号	23,025.91	23,025.91				○
5	尾竹橋公園	千住桜木二丁目16番1号	17,356.43	17,356.43				○
6	入谷中央公園	入谷四丁目16番1号	16,517.83	16,517.83				○
7	大谷田公園	大谷田四丁目4番1号	16,247.44	16,247.44				○
8	江北平成公園	江北四丁目16番1号	15,296.69	15,296.69				
9	谷中公園	谷中二丁目23番36号	15,200.00	8,800.00		6,400		○
10	毛長公園	花畑五丁目6番1号・9番1号・10番1号・11番1号・13番1号・17番1号・18番1号	15,055.73	15,055.73				
11	浅間(センゲン)第一公園	花畑六丁目12番49号	14,146.00	14,146.00			○	
12	宮城ゆうゆう公園	宮城二丁目13番1号	13,060.00	13,060.00				○
13	ベルモント公園	梅島一丁目33番7号、梅島二丁目17番2号	12,966.26	12,966.26			○	○
14	あいぐみ緑地公園	花畑二丁目4番28号 六丁目1番1号・3番1号	12,496.83	12,496.83				
15	西新井さかえ公園	西新井栄町一丁目19番1号	10,220.45	10,220.45				○
16	舎人一号公園	入谷九丁目29番1号	9,871.73	9,871.73			○	
17	入谷中丸公園	入谷八丁目4番1号	9,250.18	9,250.18				
18	西中第二公園	西新井五丁目21番1号	8,190.00	8,142.81	47.19			
19	押部公園	鹿浜六丁目8番1号	8,147.99	8,147.99				○
20	堀之内北公園	堀之内一丁目21番1号	7,894.46	7,894.46				
21	上沼田北公園	江北七丁目16番1号	7,864.00	7,864.00			○	
22	南橋公園	橋一丁目5番1号	7,766.00	7,766.00			○	○
23	六木水の森公園(虹の広場・水車の広場)	六木三丁目39番26号(虹)、49番1号・50番6号(水車)	7,317.95	7,317.95				○
24	足立富士見公園	西新井七丁目17番1号	7,312.63	7,312.63			○	○
25	五反野コミュニティ公園	西綾瀬二丁目1番18号	7,130.39	7,130.39				○
26	吉右衛門堀公園	東保木間一丁目11番1号	7,073.22	7,073.22				○
27	入谷日の出公園	入谷一丁目3番1号	7,011.74	7,011.74				○
28	舎人いきいき公園	舎人六丁目3番1号	6,797.16	6,797.16			○	
29	榎ノ木公園	花畑二丁目9番9号	6,733.32	6,733.32				
30	上沼田第二公園	江北四丁目20番1号	6,617.64	6,617.64				
31	神明水の森公園(石・泉・風車・むく・けやき)	神明三丁目8番3号(むく)、13番12号(泉)、21番18号(石)、29番1号(風車)、神明一丁目9番6号(けやき)	6,585.62	6,585.62				
32	大境公園	西竹の塚一丁目9番1号	6,569.87	6,569.87			○	○
33	加平第一公園	加平三丁目13番1号	6,470.00	6,470.00				
34	高道東(たかみちがし)公園	西新井四丁目7番1号	6,356.44	6,356.44				
35	血沼公園	血沼二丁目25番1号	6,234.61	6,234.61				
36	柳原千草園	柳原一丁目21番26号	6,019.40	6,019.40				○
37	西新井西公園	西新井六丁目9番1号	5,983.59	5,978.58	5.01			
38	佐野いこいの森緑地	佐野一丁目31番	5,950.96	5,950.96				
39	雪見公園	神明南二丁目17番2号	5,916.67	5,916.67				○
40	青井ふれあい公園	青井一丁目3番1号	5,825.42	5,825.42			○	○
41	西中第一公園	西新井六丁目44番1号	5,736.26	5,736.26				
42	西沼公園	東和一丁目15番15号	5,710.57	5,710.57				
43	東淵江庭園	大谷田五丁目20番1号	5,532.58	5,532.58				
44	西保木間第二公園	西保木間四丁目6番2号	5,426.27	5,426.27				
45	佐野公園	六木一丁目7番1号	5,396.89	5,396.89			○	
46	諏訪木第三公園	西新井四丁目26番1号	5,317.80	5,317.80				
47	青和コミュニティ公園	青井三丁目22番1号・23番1号	5,314.16	5,314.16				
48	新西新井公園	西新井五丁目17番1号	5,306.00	5,306.00				
49	舎人七号公園	入谷二丁目8番1号	5,105.62	5,105.62				
50	宮元公園	東和三丁目8番5号	5,079.24	5,079.24				○
51	舎人三号公園	入谷七丁目12番28号	5,003.72	5,003.72				
52	千住大橋さくら公園	千住緑町一丁目1番10号	5,000.76	5,000.76				○
53	北三谷公園	東和二丁目13番8号	4,875.71	4,875.71				
54	あみだ橋公園	西新井本町三丁目8番8号	4,841.95	4,841.95				
55	千住公園	千住大川町35番1号	4,829.39	4,829.39				
56	足立堀之内公園	堀之内二丁目1番1号	4,815.48	4,815.48				
57	梅田亀田公園	梅田八丁目13番1号	4,789.26	4,789.26				○
58	辰沼公園	谷中五丁目11番10号	4,669.00	4,669.00			○	
59	舎人四号公園	入谷九丁目9番15号	4,527.81	4,527.81				

No	名 称	位 置	面 積 (㎡)	他用途除外後 面 積 (㎡)	除外面積(㎡)		防災 設備	緊急 仮置場
					民有地 借地	へリ 離着		
60	千住桜木町公園	千住桜木一丁目7番4号	4,442.46	4,442.46				
61	上沼田第六公園	江北四丁目8番12号	4,438.40	4,438.40				
62	舎人十二号公園	入谷五丁目12番1号	4,438.32	4,438.32				
63	梅島公園	梅田七丁目20番9号	4,349.14	3,065.71	1,283.43		○	
64	竹の塚第八公園	竹の塚一丁目18番1号	4,286.21	4,286.21				
65	石塚公園	栗原二丁目3番1号	4,208.60	4,208.60				
66	入谷中郷北公園	入谷二丁目5番1号	4,201.24	4,201.24				
67	舎人十号公園	入谷一丁目18番1号	4,181.83	4,181.83				
68	栗原町公園	栗原二丁目9番1号	4,150.52	4,150.52				
69	井堀北(休'リ'キ)公園	栗原一丁目15番8号	4,144.49	4,144.49				
70	入谷中郷公園	入谷一丁目28番1号	4,114.24	4,114.24				
71	みだま公園	谷在家一丁目17番1号	4,086.65	4,086.65				
72	南宮城公園	宮城一丁目27番5号	4,045.01	4,045.01			○	
73	東椿公園	椿二丁目21番9号	4,036.00	4,036.00				
74	鷺宿東公園	花畑六丁目34番8号	3,973.84	3,973.84				
75	島根公園	島根二丁目14番22号	3,967.78	3,967.78				○
76	土井苗間堀(テ'ナホ'リ)公園	保木間三丁目9番10号	3,960.54	3,960.54			○	○
77	六木公園	六木一丁目3番1号	3,953.60	3,953.60				
78	諏訪木第一公園	西新井四丁目29番1号	3,950.92	3,950.92				
79	道海(ト'カイ)公園	南花畑五丁目16番1号	3,886.53	3,886.53				
80	扇中央公園	扇一丁目47番35号	3,856.69	3,856.69				○
81	島六ふれあい公園	六月一丁目7番1号	3,804.08	3,804.08			○	
82	蛭沼(ヒルマ)公園	綾瀬四丁目26番5号	3,683.00	3,683.00				
83	千住大川端(オカワ'タ)公園	千住曙町41番10号	3,631.91	3,631.91				
84	東保木間公園	東保木間二丁目13番1号	3,556.78	3,556.78				
85	扇みしま公園	扇二丁目23番25号	3,536.34	3,536.34				
86	竹の塚第七公園	竹の塚一丁目31番1号	3,535.27	3,535.27				
87	入谷八丁目公園	入谷八丁目16番5号	3,500.40	3,500.40				
88	西新井中央公園	西新井三丁目15番1号	3,488.59	3,488.59				
89	江北一丁目公園	江北一丁目25番7号・26番16号	3,482.27	3,482.27			○	
90	鹿浜校趾(コウシ)公園	鹿浜三丁目14番1号	3,455.03	3,455.03				
91	白旗塚史跡公園	東伊興三丁目10番14号	3,430.11	3,430.11				
92	東和親水公園	東和四丁目6番18号	3,406.88	3,406.88				
93	陣川戸(ジ'ンカド)公園	保木間五丁目17番1号	3,362.73	3,362.73				
94	下河原(シモガ'ワ)公園	東綾瀬一丁目11番12号	3,331.78	3,331.78				
95	五丁田公園	大谷田三丁目7番17号	3,313.16	3,313.16				
96	六町公園	六町四丁目1番3号	3,307.74	3,307.74				
97	稗田公園	東和五丁目9番9号	3,300.34	3,300.34				
98	花又公園	花畑三丁目6番1号	3,275.75	3,275.75				
99	神明南ふれあい公園	神明南一丁目3番23号	3,271.58	3,271.58				
100	前谷(マエヤ)公園	花畑一丁目10番6号	3,262.17	3,262.17				
101	高道西(タカミチ'シ)公園	西新井四丁目13番1号	3,242.53	3,242.53				
102	千住仲町公園	千住仲町28番1号	3,240.90	3,240.90				
103	伊興ファミリー公園	伊興五丁目21番5号	3,236.37	3,236.37				
104	野耕地(ノコチ)公園	保木間二丁目28番1号	3,169.48	3,169.48				
105	一本木公園	鹿浜六丁目18番1号	3,165.09	3,165.09				
106	伊興公園	東伊興三丁目23番4号	3,160.50	3,160.50				
107	川端第二公園	加平二丁目2番8号	3,147.22	3,147.22				
108	一ツ家中央公園	一ツ家三丁目15番1号	3,144.67	3,144.67				
109	勝田公園	栗原三丁目26番5号	3,130.14	3,130.14				
110	関原中央公園(関原防災広場)	関原二丁目13番12号・14番18号	3,129.92	3,129.92				
111	花畑東部区画十二号公園	南花畑三丁目1番4号	3,124.20	3,124.20			○	
112	糶田(モリ'タ)公園	保木間一丁目17番8号	3,120.00	3,120.00				
113	柳田公園	大谷田五丁目4番18号	3,105.41	3,105.41				
114	六木中央公園	六木三丁目34番1号	3,102.38	3,102.38			○	
115	八ツ口(ヤツ'グチ)公園	保木間二丁目4番2号	3,078.00	3,078.00				
116	千住旭公園	千住旭町30番1号	3,076.51	3,076.51			○	
117	竹北公園	竹の塚七丁目20番20号	3,040.85	3,040.85			○	
118	竹の塚第九公園	竹の塚二丁目4番1号	3,015.28	3,015.28				
119	新田稲荷公園	新田一丁目8番5号	2,989.79	2,989.79				
120	中郷公園	西新井一丁目29番15号	2,959.00	2,959.00				
121	上沼田南どんぐり公園	江北三丁目23番18号・34番5号	2,955.20	2,955.20				
122	平野さくら公園	平野二丁目2番25号	2,953.11	2,953.11				○
123	青井公園	青井一丁目11番11号	2,948.20	2,948.20				
124	いかづち公園	西新井二丁目27番2号	2,927.17	2,927.17				

No	名 称	位 置	面 積 (㎡)	他用途除外後 面 積 (㎡)	除外面積(㎡)		防災 設備	緊急 仮置場
					民有地 借地	へリ 離着		
125	古内(フウチ)公園	鹿浜一丁目15番1号	2,891.93	2,891.93				
126	平野公園	平野三丁目15番8号	2,886.22	2,886.22				
127	八十町(ハチジウチヨウ)公園	保木間一丁目34番15号	2,885.42	2,885.42				
128	北加平公園	北加平町16番4号	2,850.07	2,850.07				
129	六木北公園	六木四丁目8番7号	2,785.81	2,785.81				
130	諏訪木第二公園	西新井四丁目27番1号	2,783.82	2,783.82				
131	押部西公園	鹿浜六丁目33番1号	2,750.54	2,750.54				
132	一ツ家第三公園	一ツ家二丁目18番1号	2,743.39	2,743.39				
133	下沼公園	南花畑四丁目15番1号	2,731.41	2,731.41				
134	弘道第一公園	弘道二丁目16番13号・16番14号	2,724.04	2,724.04				
135	伊興遺跡公園	東伊興四丁目9番1号	2,716.64	2,716.64				
136	高野公園	西新井本町二丁目25番1号	2,709.28	2,709.28			○	
137	千住東町公園	千住東二丁目20番17号	2,675.11	2,675.11				
138	若松公園	中央本町二丁目4番22号	2,644.65	2,644.65				
139	一ツ家第四公園	一ツ家一丁目26番1号	2,625.39	2,625.39			○	
140	東谷中公園	東和五丁目1番9号	2,616.32	2,616.32				
141	神明東公園	神明二丁目9番6号	2,613.57	2,613.57				
142	舎人町公園	舎人六丁目8番17号	2,599.12	2,599.12				
143	袋在家(フカザイ)公園	西新井二丁目23番1号	2,597.58	2,597.58				
144	六木第四公園	六木三丁目5番7号	2,593.88	2,593.88				
145	花畑東部二号公園	南花畑二丁目37番8号	2,588.73	2,588.73				
146	小台公園	小台二丁目2番19号	2,565.30	2,565.30				
147	八か村落し(ハツカノボトシ)ファミリー公園	東綾瀬二丁目17番1号	2,559.83	2,559.83				
148	鹿浜東公園	鹿浜四丁目16番13号	2,538.87	2,538.87				
149	佐野第二公園	佐野二丁目31番1号	2,504.06	2,504.06				
150	栗原中央公園	栗原四丁目7番23号	2,496.00	2,496.00			○	
151	竹の塚第一公園	竹の塚六丁目19番1号	2,491.97	2,491.97				
152	保塚公園	保塚町10番20号	2,490.37	2,490.37				
153	加平第二公園	加平三丁目5番9号	2,480.00	2,480.00				
154	下の公園	綾瀬七丁目5番2号	2,476.00	2,476.00			○	
155	竹の塚第四公園	竹の塚五丁目10番1号	2,457.36	2,457.36				
156	綾南(リョウナン)公園	綾瀬二丁目4番10号	2,451.00	2,451.00			○	
157	青井南公園	青井二丁目14番23号	2,438.54	2,438.54				
158	鷺宿公園	花畑七丁目9番1号	2,386.00	2,386.00				
159	佐野第三公園	佐野二丁目4番6号	2,382.84	2,382.84				
160	水神橋公園	保木間五丁目32番4号・36番29号	2,359.90	2,359.90				
161	西保木間公園	西保木間二丁目14番15号	2,349.80	2,349.80				
162	桑袋記念公園	花畑八丁目11番1号	2,338.76	2,338.76				
163	梅島西公園	梅島三丁目17番10号	2,325.11	2,325.11				
164	塚田公園	南花畑一丁目16番26号	2,318.92	2,318.92				
165	竹の塚第三公園	竹の塚四丁目7番1号	2,318.22	2,318.22				
166	六月中央公園	六月二丁目23番1号	2,317.96	2,317.96				
167	大鳥公園	佐野二丁目10番5号	2,300.09	2,300.09				
168	伊興四丁目公園	伊興四丁目19番14号	2,300.00	2,300.00				
169	五反野公園	青井三丁目5番22号	2,296.39	2,296.39				
170	川端第一公園	加平二丁目23番1号	2,290.00	2,290.00			○	
171	竹の塚第二公園	竹の塚五丁目23番1号	2,284.32	2,284.32				
172	仲組公園	花畑三丁目38番1号	2,283.91	2,283.91				
173	押部南公園	鹿浜七丁目21番1号	2,256.20	2,256.20				
174	江南公園	宮城一丁目9番1号	2,234.71	2,234.71				
175	西綾瀬公園	西綾瀬三丁目25番2号	2,228.53	2,228.53				
176	千住曙町公園	千住曙町28番10号	2,211.25	2,211.25				
177	興野ふれあい公園	興野二丁目28番25号	2,201.11	2,201.11			○	
178	末広公園	足立四丁目18番11号	2,173.92	2,173.92				○
179	普賢寺公園	綾瀬二丁目42番3号	2,164.00	2,164.00				
180	島根中堀公園	島根四丁目36番1号	2,126.98	2,126.98				
181	綾瀬七丁目丘公園	綾瀬七丁目15番5号	2,107.34	2,107.34				
182	弘道中央公園	弘道二丁目3番5号	2,091.02	2,091.02				
183	在家公園	保木間三丁目19番1号	2,066.60	2,066.60				
184	谷在家北公園	谷在家三丁目13番2号	2,062.84	2,062.84				
185	興野公園	興野一丁目13番19号	2,054.62	2,054.62				
186	はやぶさ公園	伊興四丁目8番13号	2,007.73	2,007.73				
187	一ツ家第二公園	一ツ家一丁目16番3号	2,003.57	2,003.57				
188	青和憩いの森公園	青井四丁目25番5号	1,999.50	1,999.50				

No	名 称	位 置	面 積 (㎡)	他用途除外後 面 積 (㎡)	除外面積(㎡)		防災 設備	緊急 仮置場
					民有地 借地	へり 離着		
189	上沼田公園	江北七丁目4番1号	1,976.57	1,976.57				
190	青和ばら公園	青井三丁目18番15号	1,970.55	1,970.55				
191	西新井公園	梅島三丁目26番5号・27番6号	1,959.40	1,959.40				
192	東伊興淵之宮(ヲノミヤ)公園	東伊興二丁目4番21号	1,954.58	1,954.58				
193	花畑町土地区画整理組合記念公園	花畑三丁目28番1号	1,938.00	1,938.00				
194	六月町公園	六月三丁目17番1号	1,912.08	1,912.08				
195	加賀公園	加賀一丁目2番12号	1,883.15	1,883.15				
196	山王堀(サンノウホリ)公園	保木間四丁目23番1号	1,875.98	1,875.98				
197	やよい公園	中央本町二丁目13番2号	1,868.79	1,868.79				
198	神明北公園	神明一丁目5番12号	1,868.66	1,868.66				
199	加青(カエイ)公園	青井五丁目11番36号	1,855.13	1,855.13			○	
200	東六月町公園	東六月町9番10号	1,851.90	1,851.90				
201	前沼公園	西竹の塚二丁目12番4号	1,828.45	1,828.45				
202	八百免公園	佐野一丁目5番1号	1,819.53	1,819.53				
203	花畑北部六号公園	花畑一丁目30番4号	1,805.30	1,805.30				
204	栗島公園	中央本町五丁目21番1号	1,790.69	1,790.69			○	
205	亀田トレイン公園	梅田八丁目14番3号	1,784.95	1,784.95				
206	花六東公園	花畑六丁目23番9号	1,782.89	1,782.89				
207	花畑前通公園	花畑二丁目3番1号	1,773.63	1,773.63				
208	五色堤公園	江北二丁目8番4号	1,773.52	1,773.52				
209	奥野邑(オノノ)公園	西新井本町四丁目23番5号	1,750.85	1,750.85				
210	弘道いこい公園	弘道一丁目10番1号	1,734.60	1,734.60				
211	竹の塚第五公園	竹の塚六丁目3番4号	1,718.85	1,718.85				
212	西新井本町公園	西新井本町五丁目7番23号	1,713.47	1,713.47				
213	栗原北公園	栗原四丁目21番18号	1,700.00	1,700.00				
214	仲組西公園	花畑四丁目27番19号	1,682.59	1,682.59			○	
215	伊藤谷(イトヤ)公園	綾瀬一丁目16番5号	1,680.82	1,680.82				
216	はんの木橋公園	西伊興四丁目8番22号	1,678.21	1,678.21			○	
217	興本公園	興野一丁目1番12号	1,678.02	1,678.02				
218	第六天(ダイクテン)公園	東和二丁目27番18号	1,672.73	1,672.73				
219	梅田公園	梅田六丁目26番1号	1,669.86	1,669.86				
220	上の公園	加平二丁目13番12号	1,664.00	1,664.00				
221	新田三丁目公園	新田三丁目10番9号	1,649.16	1,649.16				
222	島根北厨子(シマノ)公園	島根四丁目17番10号	1,648.00	1,648.00				
223	五兵衛公園	綾瀬四丁目18番5号	1,634.00	1,634.00				
224	加賀北公園	加賀二丁目31番8号	1,619.36	1,619.36				
225	江北ふれあい公園	江北二丁目22番6号	1,618.44	1,618.44				
226	六町四号公園	六町三丁目4番39号	1,607.00	1,607.00				
227	青井東公園	青井三丁目31番1号	1,604.01	1,604.01				
228	梅田中央公園	梅田三丁目25番2号	1,602.60	1,602.60				
229	西保木間北公園	西保木間三丁目14番6号	1,600.45	1,600.45				
230	西新井さくら公園	西新井二丁目6番1号	1,600.11	1,600.11				
231	大川町土手下通公園	千住大川町44番20号	1,575.87	1,575.87				
232	本木一丁目中(ナカ)公園	本木一丁目4番1号	1,564.40	1,564.40			○	○
233	梅田南公園	梅田三丁目13番24号	1,539.06	1,539.06			○	
234	綾瀬二丁目ふれあい公園	綾瀬二丁目41番6号	1,537.57	1,537.57				
235	西保木間一丁目公園	西保木間一丁目7番1号	1,520.29	1,520.29				
236	新田公園	新田二丁目13番4号	1,510.00	1,510.00				
237	千住中居町公園	千住中居町24番7号	1,507.66	1,507.66			○	
238	中川防災公園	大谷田二丁目25番5号	1,505.42	1,505.42				
239	伊興三丁目公園	伊興三丁目14番6号	1,502.70	1,502.70				
240	新六月公園	六月一丁目17番10号	1,485.84	1,485.84				
241	花畑北部七号公園	南花畑五丁目10番2号	1,482.90	1,482.90				
242	宮城公園	宮城一丁目38番3号	1,467.44	1,467.44				
243	元蛇橋(モトヘビ)公園	花畑八丁目8番1号	1,447.97	1,447.97				
244	扇南公園	扇一丁目6番3号	1,444.90	1,444.90			○	
245	古千谷さくら公園	古千谷本町二丁目11番11号	1,443.44	1,443.44				
246	江北キリン公園	江北四丁目28番17号	1,442.21	1,442.21				
247	神明南公園	神明南一丁目7番20号	1,417.06	1,417.06				
248	沖谷公園	谷中四丁目18番15号	1,416.26	1,416.26				
249	青井みどり公園	青井四丁目37番1号	1,403.70	1,403.70				
250	南花畑公園	南花畑五丁目15番25号	1,397.71	1,397.71				
251	古千谷西公園	古千谷本町二丁目24番3号	1,383.09	1,383.09			○	
252	河添(カワヰ)公園	綾瀬二丁目46番1号	1,375.05	1,375.05				

No	名 称	位 置	面 積 (㎡)	他用途外後 面 積 (㎡)	除外面積(㎡)		防災 設備	緊急 仮置場
					民有地 借地	へリ 離着		
253	元宿さくら公園	千住元町18番17号	1,374.90	1,374.90			○	
254	佐野一丁目ゆめ公園	佐野一丁目20番20号	1,360.03	1,360.03				
255	千住ほんちょう公園	千住四丁目22番16号	1,351.54	1,351.54				
256	六月一丁目公園	六月一丁目10番21号	1,342.06	1,342.06				
257	内谷(ウチヤ)公園	東和三丁目20番16号	1,273.99	1,273.99			○	
258	中川二丁目公園	中川二丁目25番3号	1,236.11	1,236.11				
259	湘江土地区画整理組合記念公園	保木間四丁目36番1号	1,225.51	1,225.51				
260	西綾瀬そよかぜ公園	西綾瀬三丁目3番1号	1,222.95	1,222.95				
261	扇西公園	扇二丁目13番26号	1,216.76	1,216.76				
262	弘道第二公園	弘道二丁目8番1号	1,214.99	1,214.99				
263	血沼東公園	血沼二丁目7番3号	1,213.25	1,213.25				
264	花畑北部三号公園	花畑二丁目16番13号	1,212.91	1,212.91				
265	梅田五丁目フレンド公園	梅田五丁目25番16号	1,200.83	1,200.83				
266	六木二丁目中央公園	六木二丁目6番21号	1,200.02	1,200.02				
267	舎人はなさく公園	舎人五丁目4番19号	1,197.16	1,197.16				
268	小台東公園	小台一丁目23番2号	1,197.00	1,197.00				
269	毛長川緑地	花畑七丁目17番から19番	1,194.02	1,194.02				
270	大鷲公園	花畑七丁目13番1号	1,192.00	1,192.00				
271	諏訪木ぶらしのき公園	西新井四丁目38番8号	1,190.05	1,190.05				
272	本木東公園	本木東町29番21号	1,190.00	1,190.00				
273	弘道一丁目公園	弘道一丁目15番2号	1,185.77	1,185.77				
274	関原防災ふれあいの森公園	関原三丁目9番6号	1,182.66	1,182.66				
275	名地(ミヨチ)公園	保木間四丁目9番1号	1,181.57	1,181.57				
276	丹羽野(ツバノ)公園	西綾瀬四丁目11番33号	1,177.63	1,177.63			○	
277	舎人三丁目みどり公園	舎人三丁目15番7号	1,177.35	1,177.35				
278	興野北公園	西新井本町五丁目3番3号	1,166.90	1,166.90				
279	扇いちよう公園	扇一丁目22番46号	1,158.55	1,158.55				
280	梅島東公園	梅島一丁目27番6号	1,148.61	1,148.61				
281	諏訪木北公園	西伊興一丁目6番12号	1,144.28	1,144.28				
282	東中央公園	中央本町四丁目16番5号	1,139.95	1,139.95				
283	扇なかよし公園	扇三丁目9番4号	1,114.37	1,114.37				
284	梅田通(トナリ)公園	梅田七丁目10番5号	1,112.71	1,112.71				
285	六月やすらぎ公園	六月一丁目29番16号	1,107.99	1,107.99				
286	野尻公園	花畑七丁目1番1号	1,100.29	1,100.29				
287	辰沼二丁目公園	辰沼二丁目11番20号	1,084.00	1,084.00				
288	扇彫刻のある公園	扇三丁目24番15号	1,083.89	1,083.89				
289	扇北公園	扇三丁目18番8号	1,065.24	1,065.24				
290	島根西公園	島根三丁目10番4号	1,064.78	1,064.78				
291	扇東公園	扇一丁目41番5号	1,045.13	1,045.13				
292	中央本町ちびっこ公園	中央本町四丁目11番3号	1,042.89	1,042.89				
293	江北みどり公園	江北三丁目8番10号	1,037.09	1,037.09				
294	押部北公園	鹿浜八丁目12番4号	1,034.37	1,034.37			○	
295	伊興北の根公園	伊興本町一丁目16番21号	1,028.38	1,028.38				
296	関原分校跡公園	関原二丁目45番6号	1,017.35	1,017.35				
297	西新井蓮沼公園	西新井一丁目20番4号	1,000.01	1,000.01				
298	観音公園	花畑四丁目32番11号	977.18	977.18				
299	北野公園	綾瀬二丁目15番4号	971.00	971.00				
300	関原公園	関原三丁目30番5号	917.39	917.39			○	
301	堤根(ツツミ)公園	花畑一丁目2番1号	833.87	833.87				
302	原公園	保木間五丁目24番35号	803.32	803.32				
303	中井堀公園	谷中四丁目5番6号	751.84	751.84				
304	佐野六木一号緑地公園	六木二丁目10番19号	712.37	712.37				
305	大谷田記念公園	大谷田四丁目16番9号	683.99	683.99				
306	古隅田(フルミダ)なかよし公園	中川一丁目10番5号	617.32	617.32				
307	大橋公園	千住橋戸町千住大橋々台敷	595.45	595.45				
308	梅島さかえ公園	梅島一丁目30番3号	584.26	584.26				
309	鷺宮公園	花畑七丁目14番1号	516.00	516.00				
310	関原三丁目公園	関原三丁目15番5号	509.93	509.93				
311	前塚(マエヰキ)公園	保木間二丁目12番6号	449.00	449.00				
312	花畑東部十号公園	南花畑二丁目4番5号	355.76	355.76				
313	稲荷公園	谷中四丁目12番8号	242.96	242.96				
		計	1,147,367.09	1,139,631.46				

③ 仮置場除外地

No	名称	位置	面積 (㎡)	地域防災計画等*					備考
				ヘリ 離着	応急 給水	仮設 住宅	物流 拠点	防災 設備	
1	荒川右岸新田緑地	新田二・三丁目	108,746.97						
2	荒川右岸日ノ出町緑地	日ノ出町、柳原一・二丁目、曙町	101,494.13						
3	荒川左岸西新井橋緑地	本木一丁目、関原一丁目、 梅田一・三・四丁目	78,824.14						
4	荒川左岸江北橋緑地	扇二丁目	70,921.74						
5	荒川右岸江北橋緑地	小台一・二丁目、宮城二丁目	63,360.30						
6	荒川左岸鹿浜橋緑地	鹿浜一丁目、堀之内一丁目	45,467.76						
7	荒川右岸大川町緑地	千住大川町	37,713.01						
8	荒川右岸虹の広場	千住五丁目	37,471.11						
9	荒川左岸わんど広場	足立一・二丁目	31,486.97						
10	荒川右岸鹿浜橋緑地	新田一・二丁目	22,058.49						
11	荒川左岸五反野緑地	西綾瀬一丁目	17,787.95						
12	荒川左岸都市農業公園前緑地	鹿浜二丁目	9,774.97						
13	総合スポーツセンター公園	東保木間二丁目27-2・31-1・32-1 南花畑五丁目6-1 (いこいの広場)	52,723.11	10,000	400			○	
14	元洲江公園	保木間二丁目17番1号	40,444.00			3,873			
15	しょうぶ沼公園	谷中二丁目4番1号	28,062.00			6,515			
16	一ツ家第一公園	一ツ家四丁目16番1号	24,727.46			1,425			
17	保木間公園	竹の塚三丁目8番1号	20,847.50	8,100			○		
18	北鹿浜公園	鹿浜三丁目26番1号	19,342.10		400				
19	千住スポーツ公園	千住緑町二丁目1番1号	17,738.83		400	5,725		○	
20	上沼田東公園	江北六丁目10番1号	16,427.49			5,536			
21	谷在家(ヤ'イ)公園	谷在家二丁目13番1号	15,296.38			1,963			
22	諏訪木西公園	西新井四丁目35番1号	14,113.37			3,105		○	
23	諏訪木東公園	西新井三丁目25番1号	13,917.42		400				
24	島靴屋(シマクツヤ)公園	鹿浜二丁目22番1号	11,536.99			2,701			
25	西新井みどり公園	西新井五丁目28番1号	11,210.72			3,355			
26	栗六(クリロ)公園	六月三丁目10番1号	11,094.56			3,465			
27	大谷田南公園	中川四丁目42番1号	9,917.35		400			○	
28	竹の塚第六公園	竹の塚二丁目25番3号	8,714.41			3,287		○	
29	関屋公園	千住関屋町17番7号	6,505.51			522		○	
30	北宮城町公園	扇二丁目37番1号・27番27号	6,378.85		50				
31	谷中公園	谷中二丁目23番36号	6,400.00	6,400					15,200㎡のうち8,800㎡は仮置場候補予定
32	葛西用水親水水路	六木三丁目38番から中川四丁目1番まで	24,213.73						
33	見沼代親水公園	舎人四丁目5番から古千谷本町四丁目8番まで	19,402.10						
34	江北北部緑道公園	谷在家二丁目13番から血沼三丁目18番まで	12,254.39						仮置場に適さないため(土地形状等)
35	舎人緑道公園	入谷九丁目10番、入谷三丁目11番 舎人六丁目13番	5,470.13						
36	綾瀬川緑地	花畑二丁目14番・15番、花畑七丁目19番 花畑二丁目16番から花畑六丁目35番	4,778.74						
37	宮城ファミリー公園	宮城二丁目1番14号	9,670.73						仮置場に適さないため(水再生センターの上部が公園)
38	桑袋ピオトープ公園	花畑八丁目2番2号	8,915.57						仮置場に適さないため(ほぼ湿地場所)
39	中央公園	中央本町一丁目17番4号	7,467.56					○	災害活動拠点(庁舎の平場として活用・駐車・参集拠点)
40	舎人四丁目公園	舎人四丁目8番1号	1,021.00						民有地(借地)のため
計			1,053,699.54						

※ 数値は各用途の指定面積(応急給水槽については、水槽容量から推計)